

## 2 指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（案）

### 目 次

#### 指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（案）

	（頁）
- 1 身体障害者〔身17の19-1、2項〕	
第1章 総則	56
第2章 指定身体障害者居宅介護	58
第3章 指定身体障害者デイサービス	69
第4章 指定身体障害者短期入所	78
- 2 知的障害者〔知15の19-1、2項〕	
第1章 総則	85
第2章 指定知的障害者居宅介護	87
第3章 指定知的障害者デイサービス	98
第4章 指定知的障害者短期入所	107
第5章 指定知的障害者地域生活援助	113
- 3 児童〔見21の19-1、2項〕	
第1章 総則	119
第2章 指定児童居宅介護	121
第3章 指定児童デイサービス	132
第4章 指定児童短期入所	139
指定施設の設備及び運営に関する基準（案）	
- 1 身体障害者〔身17の26〕	
第1章 総則	145
第2章 指定身体障害者更生施設	147
第3章 指定身体障害者療護施設	162
第4章 指定特定身体障害者授産施設	166
- 2 知的障害者〔知15の26〕	
第1章 総則	171
第2章 指定知的障害者更生施設	173
第3章 指定特定知的障害者授産施設	185
第4章 指定知的障害者通勤寮	190

## 指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準(案)(以下「基準案」)

### - 1 身体障害者〔身17の19-1, 2項〕

## 第1章 総則

### 1 趣旨

この基準案は、指定身体障害者居宅支援の事業に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第17条の19第1項の基準及び同条第2項の指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準並びにこれらのうち法第17条の6第1項の基準該当居宅支援の事業が満たすべきものについて定めるものである。

### 2 定義

この基準案において、次のア～コに掲げる用語の意義は、それぞれ当該ア～コに定めるところによる。

ア 居宅支援事業者 法第4条の2第1項の「身体障害者居宅支援」を行う者をいう。

イ 指定居宅支援事業者又は指定居宅支援 それぞれ法第17条の4第1項に規定する指定居宅支援事業者又は指定居宅支援をいう。

ウ 利用者負担額 法第17条の4第2項第2号に規定する市町村長が定める基準により算定した額をいう。

エ 居宅生活支援費の額 法第17条の4第2項に規定する居宅生活支援費の額をいう。

オ 居宅生活支援費基準額 法第17条の4第2項第1号に規定する市町村長が定める基準により算定した額をいう。

カ 支給期間 法第17条の5第3項第1号に規定する居宅生活支援費を支給する期間をいう。

キ 支給量 法第17条の5第3項第2号に規定する居宅生活支援費を支給する指定居宅支援の量をいう。

ク 法定代理受領サービス 法第17条の5第8項の規定により指定居宅支援に要した費用が居宅支給決定身体障害者に代わり当該指定居宅支援事業者を支払われる場合の当該指定居宅支援に要した費用に係る指定居宅支援をいう。

ケ 基準該当居宅支援 法第17条の6第1項に規定する基準該当居宅支援をいう。

コ 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

### 3 指定居宅支援の事業の一般原則

- ( 1 ) 指定居宅支援事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。
  
- ( 2 ) 指定居宅支援事業者は、指定居宅支援の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

## 第2章 指定身体障害者居宅介護

### 第1節 基本方針

#### 1 基本方針

指定居宅支援に該当する身体障害者居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等における相談及び助言並びに外出時の介護を適切に行うものとする。

### 第2節 人員に関する基準

#### 1 従業者の員数

- (1) 指定居宅介護の事業を行う者（以下「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる厚生労働大臣が定める者をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とすること。
- (2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者とする。

#### 2 管理者

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこととする。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

#### 1 設備及び備品等

指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えること。

### 第4節 運営に関する基準

#### 1 内容及び手続きの説明

- (1) 指定居宅支援事業者は、居宅支給決定身体障害者から指定居宅介護の利用の申込みがあった場合には、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第76条の規定に基づき、当該指定居宅介護の提供に係る契約の内容及びその履行に関する事項について説明を行うこと。
- (2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に係る契約が成立したときは、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、利用者に対して、当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、遅滞なく同条第1項に規定する事項を記載した書面を交付すること。
- (3) 指定居宅介護事業者は、(2)の規定による書面の交付に代えて、当該利用者の承諾を得て、社会福祉法第77条第2項の規定による方法により当該書面に記載すべき事項を提供することができること。

#### 2 契約支給量の報告

- (1) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護の区分、契約支給量その他の必要な事項（以下「居宅受給者証記載事項」という。）を居宅受給者証に記載すること。
- (2) (1)の契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならないこと。
- (3) 指定居宅介護事業者は、(1)の指定居宅介護の区分、契約支給量その他の必要な事項（以下「契約内容報告事項」という。）を市町村（法第9条に規定する援護の実施者をいう。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならないこと。
- (4) (1)から(3)までの規定は、居宅受給者証記載事項若しくは契約内容報告

事項に変更があった場合も準じて取り扱うものであること。

### **3 提供拒否の禁止**

指定居宅介護事業者は、正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではならないこと。

### **4 あっせん・調整、要請に対する協力**

指定居宅支援事業者は、市町村が行うあっせん、調整及び利用の要請（以下「あっせん等」という。）並びに当該あっせん等について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力すること。

### **5 サービス提供困難時の対応**

指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じること。

### **6 受給資格の確認等**

- (1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する居宅受給者証によって、指定居宅介護に係る居宅支給決定の有無及び支給期間を確かめるものとする。
- (2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護に係る居宅支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合には、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うこと。

### **7 居宅生活支援費支給の申請に係る援助**

指定居宅介護事業者は、支給期間の終了に伴う居宅生活支援費の支給申請が、市町村が当該申請に対する決定をするまでに通常要すべき標準的な期間をもってなされるよう、必要な援助を行うこと。

### **8 心身の状況等の把握**

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。

## 9 他の指定居宅支援事業者等との連携

- (1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、指定居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。
- (2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者に対して適切な指導を行うよう努めること。

## 10 身分を証する書類の携行

指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者から求められたときは、これを提示すべき旨を指導すること。

## 11 サービスの提供の記録

- (1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、当該指定居宅介護の内容及び提供年月日その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録すること。
- (2) 指定居宅介護事業者は、(1)の規定による記録に際しては、利用者から当該指定居宅介護を提供したことの確認を受けること。

## 12 利用者負担金等の受領

- (1) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅介護を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けるものとする。
- (2) 指定居宅介護事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定居宅介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができること。
- (3) (1)又は(2)の規定による額の支払いを受けた場合には、当該利用者に対し領収証を交付すること。
- (4) 指定居宅介護事業者は、(2)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ること。

- ( 5 ) 指定居宅介護事業者は、あいまいな名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこと。

### 1 3 居宅生活支援費の額に係る通知

指定居宅介護事業者は、市町村から法定代理受領サービスに該当する指定居宅支援に係る居宅生活支援費の支給を受けた場合には、利用者に対し、当該利用者に係る居宅生活支援費の額を通知すること。

### 1 4 指定居宅介護の基本取扱方針

- ( 1 ) 指定居宅介護は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならないこと。

- ( 2 ) 指定居宅介護事業者は、自らその提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図ること。

### 1 5 指定居宅介護の具体的取扱方針

指定居宅介護従業者の行う指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

ア 指定居宅介護の提供に当たっては、1 6 ( 1 ) に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。

イ 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

ウ 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

エ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

### 1 6 居宅介護計画の作成

- ( 1 ) サービス提供責任者(第 2 節 1 ( 2 ) に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成すること。

- ( 2 ) サービス提供責任者は、( 1 ) の居宅介護計画を作成した際には、利用者又は



その家族にその内容を説明すること。

(3) サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

(4)(1)及び(2)の規定は、(3)に規定する居宅介護計画の変更について準じて取扱うこと。

#### **17 同居家族に対するサービス提供の禁止**

指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならないこと。

#### **18 利用者に関する市町村への通知**

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている利用者が偽りその他不正な行為によって居宅生活支援費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

#### **19 緊急時等の対応**

指定居宅介護従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じること。

#### **20 管理者及びサービス提供責任者の責務**

(1) 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行うこと。

(2) 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(3) サービス提供責任者は、16に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うものとする。

## 2 1 運営規程

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておくこと。

ア 事業の目的及び運営の方針

イ 従業者の職種、員数及び職務の内容

ウ 営業日及び営業時間

エ 指定居宅介護の内容及び利用者から受領する費用の額

オ 通常の事業の実施地域

カ 緊急時等における対応方法

キ その他運営に関する重要事項

## 2 2 介護等の総合的な提供

指定居宅介護事業者(指定居宅介護のうち専ら移動介護の提供を行うものを除く)は、指定居宅介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならないこと。

## 2 3 勤務体制の確保等

(1) 指定居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておくこと。

(2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供すること。

(3) 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。

## 2 4 衛生管理等

(1) 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。

(2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めること。

## 25 掲示

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

## 26 秘密保持等

- (1) 指定居宅介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。
- (2) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。
- (3) 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。

## 27 情報の提供等

- (1) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護を利用しようとする者が適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者に関し情報の提供を行うよう努めること。
- (2) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならないこと。

## 28 苦情解決

- (1) 指定居宅介護事業者はその提供した指定居宅介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。
- (2) 指定居宅介護事業者は、居宅生活支援費の支給に関し、法第17条の15の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。

- (3) 指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定す

る運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査にできる限り協力すること。

## 2 9 事故発生時の対応

- ( 1 ) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。
- ( 2 ) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

## 3 0 会計の区分

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。

## 3 1 記録の整備

- ( 1 ) 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこと。
- ( 2 ) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から五年間保存すること。

# 第 5 節 基準該当居宅支援に関する基準

## 1 従業者の員数

- ( 1 ) 基準該当居宅支援に該当する身体障害者居宅介護（以下「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる厚生労働大臣が定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、3人以上とすること。
- ( 2 ) 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する居宅支給決定身体障害者に提供する基準該当居宅介護（以下「離島等における基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下「離島等における基準該当居宅介護事業者」という。）にあつては、( 1 ) の規定に関わらず、当該事業を行う事業所（以下「離島等における基準該当居宅介護事業所」とい

う。)ごとに置くべき従業者(離島等における基準該当居宅介護の提供に当たる厚生労働大臣が定める者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、1人以上とすること。

- (3) 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者とすること。

## 2 管理者

基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

## 3 設備及び備品等

基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えること。

## 4 特例居宅生活支援費請求のための証明書の交付

基準該当居宅介護事業者は、利用者から基準該当居宅介護に係る法第17条の6第2項において準用する法第17条の4第2項第1号に規定する額の支払いを受けた場合は、提供した居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付すること。

## 5 同居家族に対するサービス提供の禁止

- (1) 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

ア 当該居宅介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

イ 当該居宅介護が1(3)に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合。

ウ 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計時間が当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えない場合

( 2 ) 基準該当居宅介護事業者は、( 1 ) ただし書きの規定に基づき、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る 6 において準用する 1 6 ( 1 ) の居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

## 6 運営に関する基準

第 1 節及び第 4 節 ( 1 2 ( 1 )、1 3、1 7 を除く ) の規定は、基準該当居宅介護の事業について準じて扱う。( この場合において、第 4 節 1 2 中「指定居宅介護」とあるのを「基準該当居宅介護」と、第 4 節 1 2 ( 3 ) 中「( 1 ) 又は ( 2 )」とあるのを「( 2 )」と、第 4 節 1 6 中「第 2 節 1 ( 2 )」とあるのを、「第 5 節 1 ( 3 )」と、読み替えるものとする。)

## 第3章 指定身体障害者デイサービス

### 第1節 基本方針

#### 1 基本方針

指定居宅支援に該当する身体障害者デイサービス（以下「指定デイサービス」という。）の事業は、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、当該利用者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導等を適切に行うものでなければならないこと。

### 第2節 人員に関する基準

#### 1 従業者の員数

- (1) 指定デイサービスの事業を行う者（以下「指定デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定デイサービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「デイサービス従業者」という。）のうち指導員又は介護職員の員数はそれぞれ1以上とし、かつ、指定デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定デイサービスの提供に当たる指導員又は介護職員の総数が利用者の数が15人までは2以上、それ以上5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とし、その他必要な従業者を置くものとする。
- (2) 指定デイサービス事業者のうち、作業を中心に行うもの（指定デイサービスのうち専ら創作的活動を行うもの）にあつては、(1)の規定に関わらず、当該指定デイサービス事業所に介護職員を置かないことができること。
- (3) 指定デイサービス事業者のうち、給食サービスを実施するものにあつては、その実施に必要な従業者を置くこと。
- (4) 指定デイサービス事業者のうち、入浴サービスを実施するものにあつては、その実施に必要な従業者を置くこと。
- (5) (1)の指定デイサービスの単位は、指定デイサービスであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうこと。

(6)(1)の指導員又は介護職員のうち1人以上は、常勤とする。

## 2 管理者

指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと。ただし、指定デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

#### 1 設備及び備品等

(1) 指定デイサービス事業所は、相談室、日常生活訓練室、社会適応訓練室及び作業室を有するほか、指定デイサービスに必要なその他の設備及び備品等を備えること。

(2) 指定デイサービス事業者のうち、給食サービスを実施するものにあつては、(1)に掲げる設備のほか、食堂を備えること。

(3) 指定デイサービス事業者のうち、入浴サービスを実施するものにあつては、(1)に掲げる設備のほか、浴室を備えること。

(4)(1)から(3)までに掲げる設備の基準は、次のとおりとすること。

ア 相談室

必要な備品を備えること。

イ 日常生活訓練室

訓練に必要な機械器具等を備えること。

ウ 社会適応訓練室

訓練に必要な備品等を備えること。

エ 作業室

作業に必要な機械器具等を備えること。

オ 食堂

利用者の食事の提供に支障がない広さを有すること。

カ 浴室

障害の特性に応じたものとする。

(5)(1)から(3)に掲げる設備は、専ら当該指定デイサービスの事業の用に供



するものであること。ただし、利用者に対する指定デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでないこと。

#### **第4節 運営に関する基準**

- 1 内容及び手続きの説明 居宅介護に準ずる**
- 2 契約支給量の報告 居宅介護に準ずる**
- 3 提供拒否の禁止 居宅介護に準ずる**
- 4 あっせん・調整、要請に対する協力 居宅介護に準ずる**
- 5 サービス提供困難時の対応 居宅介護に準ずる**
- 6 受給資格の確認等 居宅介護に準ずる**
- 7 居宅生活支援支給の申請に係る援助 居宅介護に準ずる**
- 8 心身の状況等の把握 居宅介護に準ずる**
- 9 他の指定居宅支援事業者等との連携 居宅介護に準ずる**
- 10 サービスの提供の記録 居宅介護に準ずる**

#### **11 利用者負担金等の受領**

(1) 指定デイサービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定デイサービスを提供した際には、利用者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けるものとする。

(2) 指定デイサービス事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、デイサービスにおいて提供される便宜のうち、入浴に係る光熱費、食事の提供に係る食材料費、創作的活動に係る材料費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの支払いを受けることができること。

- ( 3 ) ( 1 ) 又は ( 2 ) の規定による額の支払いを受けた場合には、当該利用者に対し領収証を交付すること。
- ( 4 ) 指定デイサービス事業者は、( 2 ) の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ること。
- ( 5 ) 指定デイサービス事業者は、あいまいな名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこと。

## **1 2 居宅生活支援費の額に係る通知 居宅介護に準ずる**

### **1 3 指定デイサービスの基本取扱方針**

- ( 1 ) 指定デイサービスは、利用者の自立の促進、生活の質の向上、身体の機能の維持向上等を図ることができるよう、適切に行うこと。
- ( 2 ) 指定デイサービス事業者は、自らその提供する指定デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。

### **1 4 指定デイサービス具体的取扱方針**

- ( 1 ) 指定デイサービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

指定デイサービスの提供に当たっては、1 5 ( 1 ) に規定するデイサービス計画に基づき、利用者の入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談及びレクリエーション等、当該利用者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切なサービスの提供を行うこと。
- ( 2 ) デイサービス従業者は、指定デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- ( 3 ) 指定デイサービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- ( 4 ) 指定デイサービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、利用者の障害特性に対応した指定デイサービスの提供ができる

体制を整えること。

## 15 デイサービス計画の作成

- (1) 指定デイサービス事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したデイサービス計画を作成すること。
- (2) 指定デイサービス事業所の管理者は、それぞれの利用者に応じたデイサービス計画を作成し、利用者又はその介護者に対し、その内容等について説明すること。
- (3) デイサービス従業者は、それぞれの利用者について、デイサービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うこと。

## 16 利用者に係る市町村への通知 居宅介護に準ずる

## 17 緊急時等の対応 居宅介護に準ずる

## 18 管理者の責務

- (1) 指定デイサービス事業所の管理者は、指定デイサービス事業所の従業者の管理及び指定デイサービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 指定デイサービス事業所の管理者は、当該指定デイサービス事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

## 19 運営規程

指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておくこと。

ア 事業の目的及び運営の方針

イ 従業者の職種、員数及び職務の内容

ウ 営業日及び営業時間

エ 指定デイサービスの利用定員

オ 指定デイサービスの内容及び利用者から受領する費用の額

カ 通常の事業の実施地域

- キ サービス利用に当たっての留意事項
- ク 緊急時等における対応方法
- ケ 非常災害対策
- コ その他運営に関する重要事項

## 2 0 勤務体制の確保等

- ( 1 ) 指定デイサービス事業者は、利用者に対し適切な指定デイサービスを提供できるよう、指定デイサービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておくこと。
- ( 2 ) 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所ごとに、当該指定デイサービス事業所の従業者によって指定デイサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでないこと。
- ( 3 ) 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。

## 2 1 定員の遵守

- ( 1 ) 指定デイサービス事業者は、利用定員を超えて指定デイサービスの提供を行ってはならないこと。
- ( 2 ) この章において、利用定員とは指定デイサービス事業所において同時に指定デイサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。

## 2 2 非常災害対策

指定デイサービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。

## 2 3 衛生管理等

- ( 1 ) 指定デイサービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じること。
- ( 2 ) 指定デイサービス事業者は、当該指定デイサービス事業所において感染症が

発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

- 2 4 掲示 居宅介護に準ずる
- 2 5 秘密保持等 居宅介護に準ずる
- 2 6 情報の提供等 居宅介護に準ずる
- 2 7 苦情解決 居宅介護に準ずる
- 2 8 事故発生時の対応 居宅介護に準ずる
- 2 9 会計の区分 居宅介護に準ずる
- 3 0 記録の整備 居宅介護に準ずる

## 第5節 基準該当居宅支援に関する基準

### 1 従業者の員数等

- (1) 基準該当居宅支援に該当する身体障害者デイサービス（以下「基準該当デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当デイサービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「基準該当デイサービス従業者」という。）のうち指導員及び介護職員の員数は、それぞれ1以上とし、かつ、基準該当デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯（以下「この条において「提供時間帯」という。）を通じて専ら当該基準該当デイサービスの提供に当たる指導員及び介護職員の総数が利用者の数が15人までは2以上、それ以上5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とし、その他必要な従業者を置くものとする。
- (2) 基準該当デイサービス事業者のうち、作業を中心に行うもの（基準該当デイサービスのうち専ら創作的活動を行うもの）にあつては、(1)の規定に関わらず、当該基準該当デイサービス事業所に介護職員を置かないことができる。
- (3) 基準該当デイサービス事業者のうち、給食サービスを実施するものにあつては、その実施に必要な従業者を置くこと。

(4) 基準該当デイサービス事業者のうち、入浴サービスを実施するものにおいては、その実施に必要な従業者を置くこと。

(5)(1)の基準該当デイサービスの単位は、基準該当デイサービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうこと。

## 2 管理者

基準該当デイサービス事業者は、基準該当デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

## 3 設備及び備品等

(1) 基準該当デイサービス事業所には相談のための場所、日常生活訓練を行う場所、社会適応訓練を行う場所及び作業を行う場所を確保するとともに、基準該当デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えること。

(2) 基準該当デイサービス事業者のうち、給食サービスを実施するものにおいては、(1)に掲げる場所のほか、食事を行う場所を確保すること。

(3) 基準該当デイサービス事業者のうち、入浴サービスを実施するものにおいては、(1)に掲げる設備のほか、浴室を備えること。

(4)(1)から(3)に掲げる設備の基準は、次のとおりとすること。

ア 相談のための場所

必要な備品を備えること。

イ 日常生活訓練を行う場所

訓練に必要な機械器具等を備えること。

ウ 社会適応訓練を行う場所

訓練に必要な備品等を備えること。

エ 作業を行う場所

作業に必要な機械器具等を備えること

オ 食事を行う場所

利用者の食事の提供に支障がない広さを有すること。

## カ 浴室

障害の特性に応じたものとする。

(5)(1)から(3)に掲げる設備は、専ら当該基準該当デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでないこと。

## 4 特例居宅生活支援費請求のための証明書の交付

基準該当デイサービス事業者は、利用者から基準該当デイサービスに係る法第17条の6第2項において準用する法第17条の4第2項第1号に規定する額の支払いを受けた場合は、提供したデイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付すること。

## 5 運営基準について

第1節及び第4節の規定(11(1)、12を除く)は、基準該当デイサービスについて準じて扱う。

## 第4章 指定身体障害者短期入所

### 第1節 基本方針

#### 1 基本方針

指定居宅支援に該当する身体障害者短期入所（以下「指定短期入所」という。）の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて必要な保護を適切に行うものでなければならないこと。

#### 2 身体障害者更生施設等との併設

指定短期入所の事業を行う者（以下「指定短期入所事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）は、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「施行規則」という。）第 条に規定する施設に併設するか、若しくは当該施設の居室であってその全部又は一部が入所者に利用されていない居室を用いるものでなければならないこと。

### 第2節 人員に関する基準

#### 1 従業者の員数

(1) 第1節2に規定する施設に併設される指定短期入所事業所であって、当該施設と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、当該併設事業所に置くべき指定短期入所の従業者の員数は、当該施設として必要とされる数の従業者に加えて、当該併設事業所の利用者を当該施設の入所者とみなした場合における法に規定する当該施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

(2) 第1節2に規定する施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うもの（施行規則第 条に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び特定身体障害者授産施設に限る。以下「身体障害者更生施設等」という。）に置くべき従業者の員数は、これらの従業者について利用者を当該身体障害者更生施設等の入所者とみなした場合における法に規定する身体障害者更生施設等として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

#### 2 管理者

指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所ごとに専らその職務に従事する常



勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務の従事することができるものとする。

### **第3節 設備に関する基準**

#### **1 設備及び備品等**

- (1) 併設事業所の場合にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある身体障害者更生施設等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所及び当該併設本体施設の入所者の処遇に支障がないときは、当該併設施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。
- (2) 第2節1(2)の適用を受ける身体障害者更生施設等にあつては、(1)の規定にかかわらず、法に規定する身体障害者更生施設等として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

### **第4節 運営に関する基準**

- 1 内容及び手続きの説明 居宅介護に準ずる**
- 2 提供拒否の禁止 居宅介護に準ずる**
- 3 あっせん・調整、要請に対する協力 居宅介護に準ずる**
- 4 サービス提供困難時の対応 居宅介護に準ずる**
- 5 受給資格の確認等 居宅介護に準ずる**
- 6 居宅生活支援費支給の申請に係る援助 居宅介護に準ずる**
- 7 心身の状況等の把握 居宅介護に準ずる**
- 8 指定短期入所の開始及び終了**

- (1) 指定短期入所事業者は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により施設への短期間の入所を必要とする者を対象に、指定短期入所を提供す

るものとする。

- ( 2 ) 指定短期入所事業者は、指定居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス及び福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めること。

## **9 入退所の記録の記載等**

- ( 1 ) 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、当該指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下「居宅受給者証記載事項」という。）について居宅受給者証に記載すること。
- ( 2 ) 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により利用者の指定短期入所に係る支給量に達した場合は、当該利用者に係る居宅受給者証の短期入所サービス提供実績欄の写しを市町村に提出すること。

## **10 心身の状況等の把握 居宅介護に準ずる**

### **11 他の指定居宅支援事業者等との連携 居宅介護に準ずる**

### **12 サービスの提供の記録 居宅介護に準ずる**

### **13 利用者負担金等の受領**

- ( 1 ) 指定短期入所事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けるものとする。
- ( 2 ) 指定短期入所事業者は、( 1 ) の支払を受ける額のほか、短期入所において提供される便宜のうち、食材料費、日用品費、その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの支払いを利用者から受けることができること。
- ( 3 ) ( 1 ) 又は ( 2 ) の規定による額の支払いを受けた場合には、当該利用者に対し領収証を交付しなければならない。

- ( 4 ) 指定短期入所事業者は、( 2 ) の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、

あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ること。

- ( 5 ) 指定短期入所事業者は、あいまいな名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこと。

#### **1 4 居宅生活支援費の額に係る通知 居宅介護に準ずる**

#### **1 5 指定短期入所の取扱方針**

- ( 1 ) 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならないこと。
- ( 2 ) 短期入所従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- ( 3 ) 指定短期入所事業者は、自らその提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図ること。

#### **1 6 利用者に関する市町村への通知 居宅介護に準ずる**

#### **1 7 サービスの提供**

- ( 1 ) 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うこと。
- ( 2 ) 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきすること。
- ( 3 ) 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならないこと。
- ( 4 ) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならないこと。

#### **1 8 健康管理**

指定短期入所事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康

保持のための適切な措置をとること。

## 19 相談及び援助

指定短期入所事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその介護を行う者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。

## 20 利用者の家族との連携

指定短期入所事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めること。

## 21 緊急時等の対応

指定短期入所の従業者等は、現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにあらかじめ指定短期入所事業者が定めた協力医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講じること。

## 22 管理者の責務      デイサービスに準ずる

## 23 運営規程

指定短期入所事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておくこと。

ア 事業の目的及び運営の方針

イ 従業者の職種、員数及び職務の内容

ウ 利用定員(第2節1(2)の適用を受ける身体障害者更生施設等である場合を除く。)

エ 指定短期入所内容及び利用者から受領する費用の額

オ 通常の送迎の実施地域

カ サービス利用に当たっての留意事項

キ 緊急時等における対応方法

ク 非常災害対策

ケ その他運営に関する重要事項

## 24 勤務体制の確保等      デイサービスに準ずる

## **2 5 定員の遵守**

( 1 ) 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでないこと。

ア 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

イ 第 2 節 1 ( 2 ) の適用を受ける身体障害者更生施設等である指定短期入所事業所にあつては、当該身体障害者更生施設等の入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

## **2 6 非常災害対策      デイサービスに準ずる**

## **2 7 衛生管理等      デイサービスに準ずる**

## **2 8 掲示      居宅介護に準ずる**

## **2 9 秘密保持等      居宅介護に準ずる**

## **3 0 情報の提供等      居宅介護に準ずる**

## **3 1 苦情解決      居宅介護に準ずる**

## **3 2 事故発生時の対応      居宅介護に準ずる**

## **3 3 会計の区分      居宅介護に準ずる**

## **3 4 記録の整備      居宅介護に準ずる**

## **3 5 地域等との連携**

指定短期入所の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。

## - 2 知的障害者〔知15の19-1, 2項〕

### 第1章 総則

#### 1 趣旨

この基準案は、指定知的障害者居宅支援の事業に係る知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「法」という。）第15条の19第1項の基準及び同条第2項の指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準並びにこれらのうち法第15条の7第1項の基準該当居宅支援の事業が満たすべきものについて定めるものである。

#### 2 定義

(1) この基準案において、次のア～コに掲げる用語の意義は、それぞれ当該ア～コに定めるところによる。

- ア 居宅支援事業者 法第4条第1項の「知的障害者居宅支援」を行う者をいう。
- イ 指定居宅支援事業者又は指定居宅支援 それぞれ法第15条の5第1項に規定する指定居宅支援事業者又は指定居宅支援をいう。
- ウ 利用者負担額 法第15条の5第2項第2号に規定する市町村長が定める基準により算定した額をいう。
- エ 居宅生活支援費の額 法第15条の5第2項に規定する居宅生活支援費の額をいう。
- オ 居宅生活支援費基準額 法第15条の5第2項第1号に規定する市町村長が定める基準により算定した額をいう。
- カ 支給期間 法第15条の6第3項第1号に規定する居宅生活支援費を支給する期間をいう。
- キ 支給量 法第15条の6第3項第2号に規定する居宅生活支援費を支給する指定居宅支援の量をいう。
- ク 法定代理受領サービス 法第15条の6第8項の規定により指定居宅支援に要した費用が居宅支給決定知的障害者に代わり当該指定居宅支援事業者を支払われる場合の当該指定居宅支援に要した費用に係る指定居宅支援をいう。
- ケ 基準該当居宅支援 法第15条の7第1項に規定する基準該当居宅支援をいう。
- コ 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

### 3 指定居宅支援の事業の一般原則

- ( 1 ) 指定居宅支援事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。
  
- ( 2 ) 指定居宅支援事業者は、指定居宅支援の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

## 第2章 指定知的障害者居宅介護

### 第1節 基本方針

#### 1 基本方針

指定居宅支援に該当する知的障害者居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等における相談及び助言並びに外出時の介護を適切に行うものとする。

### 第2節 人員に関する基準

#### 1 従業者の員数

- (1) 指定居宅介護の事業を行う者（以下「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる厚生労働大臣が定める者をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とすること。
- (2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者とする。

#### 2 管理者

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこととする。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。



### 第3節 設備に関する基準

#### 1 設備及び備品等

指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えること。

### 第4節 運営に関する基準

#### 1 内容及び手続きの説明

- (1) 指定居宅支援事業者は、居宅支給決定知的障害者から指定居宅介護の利用の申込みがあった場合には、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第76条の規定に基づき、当該指定居宅介護の提供に係る契約の内容及びその履行に関する事項について説明を行うこと。
- (2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に係る契約が成立したときは、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、利用者に対して、当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、遅滞なく同条第1項に規定する事項を記載した書面を交付すること。
- (3) 指定居宅介護事業者は、(2)の規定による書面の交付に代えて、当該利用者の承諾を得て、社会福祉法第77条第2項の規定による方法により当該書面に記載すべき事項を提供することができること。

#### 2 契約支給量の報告

- (1) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護の区分、契約支給量その他の必要な事項（以下「居宅受給者証記載事項」という。）を居宅受給者証に記載すること。
- (2) (1)の契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならないこと。
- (3) 指定居宅介護事業者は、(1)の指定居宅介護の区分、契約支給量その他の必要な事項（以下「契約内容報告事項」という。）を市町村（法第9条に規定する援護の実施者をいう。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならないこと。

(4)(1)から(3)までの規定は、居宅受給者証記載事項若しくは契約内容報告事項に変更があった場合も準じて取り扱うものであること。

### 3 提供拒否の禁止

指定居宅介護事業者は、正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではならないこと。

### 4 あっせん・調整、要請に対する協力

指定居宅支援事業者は、市町村が行うあっせん、調整及び利用の要請（以下「あっせん等」という。）並びに当該あっせん等について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力すること。

### 5 サービス提供困難時の対応

指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じること。

### 6 受給資格の確認等

(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する居宅受給者証によって、指定居宅介護に係る居宅支給決定の有無及び支給期間を確かめるものとする。

(2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護に係る居宅支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合には、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うこと。

### 7 居宅生活支援費支給の申請に係る援助

指定居宅介護事業者は、支給期間の終了に伴う居宅生活支援費の支給申請が、市町村が当該申請に対する決定をするまでに通常要すべき標準的な期間をもってなされるよう、必要な援助を行うこと。

### 8 心身の状況等の把握

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況

等の把握に努めること。

## 9 他の指定居宅支援事業者等との連携

- (1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、指定居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。
- (2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者に対して適切な指導を行うよう努めること。

## 10 身分を証する書類の携行

指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者から求められたときは、これを提示すべき旨を指導すること。

## 11 サービスの提供の記録

- (1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、当該指定居宅介護の内容及び提供年月日その他の必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録すること。
- (2) 指定居宅介護事業者は、(1)の規定による記録に際しては、利用者から当該指定居宅介護を提供したことの確認を受けること。

## 12 利用者負担金等の受領

- (1) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅介護を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けるものとする。
- (2) 指定居宅介護事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定居宅介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができること。
- (3) (1)又は(2)の規定による額の支払いを受けた場合には、当該利用者に対し領収証を交付すること。
- (4) 指定居宅介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、

利用者の同意を得ること。

- ( 5 ) 指定居宅介護事業者は、あいまいな名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこと。

### 1 3 居宅生活支援費の額に係る通知

指定居宅介護事業者は、市町村から法定代理受領サービスに該当する指定居宅支援に係る居宅生活支援費の支給を受けた場合には、利用者に対し、当該利用者に係る居宅生活支援費の額を通知すること。

### 1 4 指定居宅介護の基本取扱方針

- ( 1 ) 指定居宅介護は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならないこと。
- ( 2 ) 指定居宅介護事業者は、自らその提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図ること。

### 1 5 指定居宅介護の具体的取扱方針

指定居宅介護従業者の行う指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- ア 指定居宅介護の提供に当たっては、16の(1)に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。
- イ 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- ウ 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- エ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

### 1 6 居宅介護計画の作成

- ( 1 ) サービス提供責任者(第2節1(2)に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成すること。

- ( 2 ) サービス提供責任者は、( 1 ) の居宅介護計画を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明すること。
- ( 3 ) サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。
- ( 4 ) ( 1 ) 及び ( 2 ) の規定は、( 3 ) に規定する居宅介護計画の変更について準じて取扱うこと。

### **1 7 同居家族に対するサービス提供の禁止**

指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならないこと。

### **1 8 利用者に関する市町村への通知**

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている利用者が偽りその他不正な行為によって居宅生活支援費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

### **1 9 緊急時等の対応**

指定居宅介護従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じること。

### **2 0 管理者及びサービス提供責任者の責務**

- ( 1 ) 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行うこと。
- ( 2 ) 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- ( 3 ) サービス提供責任者は、1 6 に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うものとする。

## 2 1 運営規程

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておくこと。

ア 事業の目的及び運営の方針

イ 従業者の職種、員数及び職務の内容

ウ 営業日及び営業時間

エ 指定居宅介護の内容及び利用者から受領する費用の額

オ 通常の事業の実施地域

カ 緊急時等における対応方法

キ その他運営に関する重要事項

## 2 2 介護等の総合的な提供

指定居宅介護事業者(居宅介護のうち専ら移動介護の提供を行うものを除く)は、指定居宅介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならないこと。

## 2 3 勤務体制の確保等

(1) 指定居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておくこと。

(2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供すること。

(3) 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。

## 2 4 衛生管理等

(1) 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。

(2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めること。

## 25 掲示

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

## 26 秘密保持等

- (1) 指定居宅介護事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。
- (2) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。
- (3) 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。

## 27 情報の提供等

- (1) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護を利用しようとする者が適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者に関し情報の提供を行うよう努めること。
- (2) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならないこと。

## 28 苦情解決

- (1) 指定居宅介護事業者はその提供した指定居宅介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。
- (2) 指定居宅介護事業者は、居宅生活支援費の支給に関し、法第15条の15の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。
- (3) 指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定す

る運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査にできる限り協力すること。

## 29 事故発生時の対応

- (1) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。
- (2) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

## 30 会計の区分

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。

## 31 記録の整備

- (1) 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこと。
- (2) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から五年間保存すること。

# 第5節 基準該当居宅支援に関する基準

## 1 従業者の員数

- (1) 基準該当居宅支援に該当する知的障害者居宅介護（以下「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる厚生労働大臣が定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、3人以上とすること。
- (2) 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する居宅支給決定身体障害者に提供する基準該当居宅介護（以下「離島等における基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下「離島等における基準該当居宅介護事業者」という。）にあつては、(1)の規定に関わらず、当該事業を行う事業所（以下「離島等における基準該当居宅介護事業所」とい



う。)ごとに置くべき従業者(離島等における基準該当居宅介護の提供に当たる厚生労働大臣が定める者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、1人以上とすること。

- (3) 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者とすること。

## 2 管理者

基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

## 3 設備及び備品等

基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えること。

## 4 特例居宅生活支援費請求のための証明書の交付

基準該当居宅介護事業者は、利用者から基準該当居宅介護に係る法第15条の7第2項において準用する法第15条の5第2項第1号に規定する額の支払いを受けた場合は、提供した居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付すること。

## 5 同居家族に対するサービス提供の禁止

- (1) 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

ア 当該居宅介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

イ 当該居宅介護が1(3)に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合。

ウ 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計時間が当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えない場合

( 2 ) 基準該当居宅介護事業者は、( 1 ) ただし書きの規定に基づき、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る 6 において準用する 1 6 ( 1 ) の居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

## 6 運営に関する基準

第 1 節及び第 4 節 ( 1 2 ( 1 )、1 3、1 7 を除く ) の規定は、基準該当居宅介護の事業について準じて扱う。( この場合において、第 4 節 1 2 中「指定居宅介護」とあるのを「基準該当居宅介護」と、第 4 節 1 2 ( 3 ) 中「( 1 ) 又は ( 2 )」とあるのを「( 2 )」と、第 4 節 1 6 中「第 2 節 1 ( 2 )」とあるのを、「第 5 節 1 ( 3 )」と、読み替えるものとする。)

## 第3章 指定知的障害者デイサービス

### 第1節 基本方針

#### 1 基本方針

指定居宅支援に該当する知的障害者デイサービス（以下「指定デイサービス」という。）の事業は、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、当該利用者又はその介護を行う者の障害その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導等を適切に行うものでなければならないこと。

### 第2節 人員に関する基準

#### 1 従業者の員数

- (1) 指定デイサービスの事業を行う者（以下「指定デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定デイサービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「この節から第4節までにおいて「デイサービス従業者」という。）のうち、指導員の員数は、指定知的障害者デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯（以下「この条において「提供時間帯」という。）を通じて専ら当該指定デイサービスの提供に当たる指導員が利用者の数が15人までは2以上、それ以上5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とし、その他必要な従業者を置くものとする。
- (2) 指定デイサービス事業者のうち、給食サービスを実施する指定デイサービス事業所にあつては、その実施に必要な従業者を置くこと。
- (3) 指定デイサービス事業者のうち、入浴サービスを実施する事業所にあつては、その実施に必要な従業者を置くこと。
- (4) (1)の指定デイサービスの単位は、指定デイサービスであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- (5) (1)の指導員のうち1人以上は、常勤とすること。

#### 2 管理者

指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと。ただし、指定デイサービス事業所の管理上支障

がない場合は、当該指定デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### **第3節 設備に関する基準**

#### **1 設備及び備品等**

(1) 指定デイサービス事業所は、静養室兼相談室、日常生活訓練室兼社会適応訓練室及び作業室を有するほか、指定デイサービスに必要なその他の設備及び備品等を備えること。

(2) 指定デイサービス事業者のうち、給食サービスを実施するものにあつては、(1)に掲げる設備のほか、食堂を備えること。

(3) 指定デイサービス事業者のうち、入浴サービスを実施するものにあつては、(1)に掲げる設備のほか、浴室を備えること。

(4) (1) から (3) までに掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

ア 静養室兼相談室

必要な備品を備えること。

イ 日常生活訓練室兼社会適応訓練室

訓練に必要な機械器具等を備えること。

ウ 作業室

作業に必要な機械器具等を備えること。

エ 食堂

利用者の食事の提供に支障がない広さを有すること。

オ 浴室

障害の特性に応じたものとする。

(5) (1) から (3) に掲げる設備は、専ら当該指定デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでないこと。

### **第4節 運営に関する基準**

#### **1 内容及び手続きの説明 居宅介護に準ずる**

- 2 契約支給量の報告 居宅介護に準ずる
- 3 提供拒否の禁止 居宅介護に準ずる
- 4 あっせん・調整、要請に対する協力 居宅介護に準ずる
- 5 サービス提供困難時の対応 居宅介護に準ずる
- 6 受給資格の確認等 居宅介護に準ずる
- 7 居宅生活支援費支給の申請に係る援助 居宅介護に準ずる
- 8 心身の状況等の把握 居宅介護に準ずる
- 9 他の指定居宅支援事業者等との連携 居宅介護に準ずる
- 10 サービスの提供の記録 居宅介護に準ずる

#### 11 利用者負担金等の受領

- (1) 指定デイサービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定デイサービスを提供した際には、利用者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けるものとする。
- (2) 指定デイサービス事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、デイサービスにおいて提供される便宜のうち、入浴に係る光熱費、食事の提供に係る食材料費、創作的活動に係る材料費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受けられることができる。
- (3) (1)又は(2)の規定による額の支払いを受けた場合には、当該利用者に対し領収証を交付すること。
- (4) 指定デイサービス事業者は(2)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ること。

- ( 5 ) 指定デイサービス事業者は、あいまいな名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこと。

## **1 2 居宅生活支援費の額に係る通知 居宅介護に準ずる**

### **1 3 指定デイサービスの基本取扱方針**

- ( 1 ) 指定デイサービスは、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、適切に行うこと。
- ( 2 ) 指定デイサービス事業者は、自らその提供する指定デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。

### **1 4 指定デイサービス具体的取扱方針**

- ( 1 ) 指定デイサービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。  
指定デイサービスの提供に当たっては、15(1)に規定するデイサービス計画に基づき、利用者の入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導等、当該利用者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切なサービスの提供を行うこと。
- ( 2 ) デイサービス従業者は、指定デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- ( 3 ) 指定デイサービスの提供に当たっては、援助技術の進歩に対応し、適切な援助技術をもってサービスの提供を行うこと。
- ( 4 ) 指定デイサービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、利用者の障害特性に対応した指定デイサービスの提供ができる体制を整えること。

### **1 5 デイサービス計画の作成**

- ( 1 ) 指定デイサービス事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、創作的活動等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したデイサービス計画を作成すること。

(2) 指定デイサービス事業所の管理者は、それぞれの利用者に応じたデイサービス計画を作成し、利用者又はその介護者に対し、その内容等について説明すること。

(3) デイサービス従業者は、それぞれの利用者について、デイサービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うこと。

## **16 利用者に係る市町村への通知 居宅介護に準ずる**

## **17 緊急時等の対応 居宅介護に準ずる**

## **18 管理者の責務**

(1) 指定デイサービス事業所の管理者は、指定デイサービス事業所の従業者の管理及び指定デイサービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

(2) 指定デイサービス事業所の管理者は、当該指定デイサービス事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

## **19 運営規程**

指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておくこと。

ア 事業の目的及び運営の方針

イ 従業者の職種、員数及び職務の内容

ウ 営業日及び営業時間

エ 指定デイサービスの利用定員

オ 指定デイサービスの内容及び利用者から受領する費用の額

カ 通常の事業の実施地域

キ サービス利用に当たっての留意事項

ク 緊急時等における対応方法

ケ 非常災害対策

コ その他運営に関する重要事項

## 20 勤務体制の確保等

- (1) 指定デイサービス事業者は、利用者に対し適切な指定デイサービスを提供できるよう、指定デイサービス事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておくこと。
- (2) 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所ごとに、当該指定デイサービス事業所の従業員によって指定デイサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでないこと。
- (3) 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。

## 21 定員の遵守

- (1) 指定デイサービス事業者は、利用定員を超えて指定デイサービスの提供を行ってはならないこと。
- (2) この章において利用定員とは指定デイサービス事業所において同時に指定デイサービスの提供を受けることができる利用者の上限をいう。

## 22 非常災害対策

指定デイサービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。

## 23 衛生管理等

- (1) 指定デイサービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じること。
- (2) 指定デイサービス事業者は、当該指定デイサービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

## 24 掲示 居宅介護に準ずる

## 25 秘密保持等 居宅介護に準ずる



2 6 情報の提供等 居宅介護に準ずる

2 7 苦情解決 居宅介護に準ずる

2 8 事故発生時の対応 居宅介護に準ずる

2 9 会計の区分 居宅介護に準ずる

3 0 記録の整備 居宅介護に準ずる

## 第5節 基準該当居宅支援に関する基準

### 1 従業者の員数等

(1) 基準該当居宅支援に該当する知的障害者デイサービス（以下「基準該当デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当デイサービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「基準該当デイサービス従業者」という。）のうち指導員の員数は、基準該当デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当デイサービスの提供に当たる指導員が利用者の数が15人までは1以上、それ以上5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。

(2) 基準該当デイサービス事業者のうち、給食サービスを実施するものにあつては、その実施に必要な従業者を置くこと。

(3) 基準該当デイサービス事業者のうち、入浴サービスを実施するものにあつてはその実施に必要な従業者を置くこと。

(4) (1)の基準該当デイサービスの単位は、基準該当デイサービスであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

### 2 管理者

基準該当デイサービス事業者は、基準該当デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することがで

きるものとする。

### 3 設備及び備品等

- (1) 基準該当デイサービス事業所には静養及び相談のための場所、日常生活訓練及び社会適応訓練を行う場所及び作業を行う場所を確保するとともに、基準該当デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えること。
- (2) 基準該当デイサービス事業者のうち、給食サービスを実施するものにあつては、(1)に掲げる場所のほか、食事を行う場所を確保すること。
- (3) 基準該当デイサービス事業者のうち、入浴サービスを実施するものにあつては、(1)に掲げる場所のほか、浴室を備えること。
- (4) (1) から (3) までに掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
  - ア 静養及び相談のための場所  
必要な備品を備えること。
  - イ 日常生活訓練及び社会適応訓練を行う場所  
訓練に必要な機械器具等を備えること。
  - ウ 作業を行う場所  
作業に必要な機械器具等を備えること。
  - エ 食事を行う場所  
利用者の食事の提供に支障がない広さを有すること。
  - オ 浴室  
障害の特性に応じたものとする。
- (5) (1) から (3) に掲げる設備は、専ら当該基準該当デイサービスの事業の用に供するものでなければならないこと。ただし、利用者に対する基準該当デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

### 4 特例居宅生活支援費請求のための証明書の交付

基準該当デイサービス事業者は、利用者から基準該当デイサービスに係る法第15条の7第2項において準用する法第15条の5第2項第1号に規定する額の支払いを受けた場合は、提供したデイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付すること。

## 5 運営基準について

第1節及び第4節の規定（11（1）、12を除く）は、基準該当デイサービスについて準じて扱う。

## 第4章 指定知的障害者短期入所

### 第1節 基本方針

#### 1 基本方針

指定居宅支援に該当する知的障害者短期入所（以下「指定短期入所」という。）の事業は、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて必要な保護を適切に行うものでなければならないこと。

#### 2 知的障害者更生施設等との併設

指定短期入所の事業を行う者（以下「指定短期入所事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）は、知的障害者福祉法施行規則（昭和35年厚生省令第16号。以下「施行規則」という。）第 条に規定する施設に併設するか、若しくは当該施設の居室であってその全部又は一部が入所者に利用されていない居室を用いるものでなければならないこと。

### 第2節 人員に関する基準

#### 1 従業者の員数

- (1) 第1節2に規定する施設に併設される指定短期入所事業所であって、当該施設と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、当該併設事業所に置くべき指定短期入所の従業者の員数は、当該施設として必要とされる数の従業者に加えて、当該併設事業所の利用者を当該施設の入所者とみなした場合における法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）等に規定する当該施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- (2) 第1節2に規定する施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うもの（施行規則第 条に規定する知的障害者更生施設、特定知的障害者授産施設、肢体不自由児施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、重症心身障害児施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び特定身体障害者授産施設に限る。以下「知的障害者更生施設等」という。）に置くべき従業者の員数は、これらの従業者について利用者を当該知的障害者更生施設等の入所者とみなした場合における法、児童福祉法及び身体障害者福祉法に規定する知的障害者更生施設等として必要とされる数が確保されるために必要な数とする。

## 2 管理者

指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

#### 1 設備及び備品等

(1) 併設事業所の場合にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある知的障害者更生施設等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所及び当該併設本体施設の入所者の処遇に支障がないときは、当該併設施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。

(2) 第2節1(2)の適用を受ける知的障害者更生施設等にあつては、(1)の規定にかかわらず、法、児童福祉法及び身体障害者福祉法に規定する知的障害者更生施設等として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

### 第4節 運営に関する基準

- 1 内容及び手続きの説明 居宅介護に準ずる
- 2 提供拒否の禁止 居宅介護に準ずる
- 3 あっせん・調整、要請に対する協力 居宅介護に準ずる
- 4 サービス提供困難時の対応 居宅介護に準ずる
- 5 受給資格の確認等 居宅介護に準ずる
- 6 居宅生活支援費支給の申請に係る援助 居宅介護に準ずる
- 7 心身の状況等の把握 居宅介護に準ずる

## **8 指定短期入所の開始及び終了**

- ( 1 ) 指定短期入所事業者は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。
- ( 2 ) 指定短期入所事業者は、指定居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス及び福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めること。

## **9 入退所の記録の記載等**

- ( 1 ) 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、当該指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項について居宅受給者証に記載すること。
- ( 2 ) 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により利用者の指定短期入所に係る支給量に達した場合は、当該利用者に係る居宅受給者証の短期入所サービス提供実績欄の写しを市町村に提出すること。

## **10 心身の状況等の把握 居宅介護に準ずる**

### **11 他の指定居宅支援事業者等との連携 居宅介護に準ずる**

### **12 サービスの提供の記録 居宅介護に準ずる**

### **13 利用者負担金等の受領**

- ( 1 ) 指定短期入所事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けるものとする。
- ( 2 ) 指定短期入所事業者は、( 1 ) の支払を受ける額のほか、短期入所において提供される便宜のうち、食材料費、日用品費、その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの支払いを利用者から受けることができること。

- ( 3 ) ( 1 ) 又は ( 2 ) の規定による額の支払いを受けた場合には、当該利用者に対

し領収証を交付しなければならない。

( 4 ) 指定短期入所事業者は、( 2 ) の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ること。

( 5 ) 指定短期入所事業者は、あいまいな名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこと。

#### **1 4 居宅生活支援費の額に係る通知 居宅介護に準ずる**

#### **1 5 指定短期入所の取扱方針**

( 1 ) 指定短期入所は、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならないこと。

( 2 ) 短期入所従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

( 3 ) 指定短期入所事業者は、自らその提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図ること。

#### **1 6 利用者に関する市町村への通知 居宅介護に準ずる**

#### **1 7 サービスの提供**

( 1 ) 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うこと。

( 2 ) 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきすること。

( 3 ) 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならないこと。

( 4 ) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならないこと。

## 18 健康管理

指定短期入所事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとること。

## 19 相談及び援助

指定短期入所事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその介護を行う者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。

## 20 利用者の家族との連携

指定短期入所事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めること。

## 21 緊急時等の対応

指定短期入所の従業者等は、現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにあらかじめ指定短期入所事業者が定めた協力医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講じること。

## 22 管理者の責務      デイサービスに準ずる

## 23 運営規程

指定短期入所事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておくこと。

ア 事業の目的及び運営の方針

イ 従業者の職種、員数及び職務の内容

ウ 利用定員(第2節1(2)の適用を受ける知的障害者更生施設等である場合を除く。)

エ 指定短期入所の内容及び利用者から受領する費用の額

オ 通常の送迎の実施地域

カ サービス利用に当たっての留意事項

キ 緊急時等における対応方法

ク 非常災害対策

ケ その他運営に関する重要事項

## 24 勤務体制の確保等      デイサービスに準ずる



## 2 5 定員の遵守

指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでないこと

ア 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

イ 第2節1(2)の適用を受ける知的障害者更生施設等である指定短期入所事業所にあつては、当該知的障害者更生施設等の入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

## 2 6 非常災害対策      デイサービスに準ずる

## 2 7 衛生管理等      デイサービスに準ずる

## 2 8 掲示      居宅介護に準ずる

## 2 9 秘密保持等      居宅介護に準ずる

## 3 0 情報の提供等      居宅介護に準ずる

## 3 1 苦情解決      居宅介護に準ずる

## 3 2 事故発生時の対応      居宅介護に準ずる

## 3 3 会計の区分      居宅介護に準ずる

## 3 4 記録の整備      居宅介護に準ずる

## 3 5 地域等との連携

指定短期入所の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。

## 第5章 指定知的障害者地域生活援助

### 第1節 基本方針

#### 1 基本方針

指定居宅支援に該当する知的障害者地域生活援助（以下「指定地域生活援助」という。）の事業は、利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居（法第4条第5項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を適切に行うものでなければならないこと。

### 第2節 人員に関する基準

#### 1 従業者の員数

指定地域生活援助の事業を行う者（以下「指定地域生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域生活援助事業所」という。）ごとに置くべき世話人（以下「この節から第4節までにおいて「地域生活援助従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、専ら当該指定地域生活援助の提供に当たる世話人が1以上確保されるために必要と認められる数以上とすること。

#### 2 管理者

- (1) 指定地域生活援助事業者は、指定地域生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 共同生活住居の管理者は、適切な指定地域生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならないこと。

### 第3節 設備に関する基準

#### 1 設備に関する基準

- (1) 指定地域生活援助事業所は、その入居定員を4人以上とし、居室を設けるほか、居間、食堂等入居者が相互交流することができる場所を有すること。

(2)(1)に規定する居室の基準は次のとおりとする。

イ 1の居室の定員は、2人以下とすること。

ロ 1の居室の床面積は、1人用居室にあつては、7.4平方メートル以上とし、2人用居室にあつては、9.9平方メートル以上とすること。

#### **第4節 運営に関する基準**

- 1 内容及び手続きの説明 居宅介護に準ずる**
- 2 提供拒否の禁止 居宅介護に準ずる**
- 3 あっせん・調整、要請に対する協力 居宅介護に準ずる**
- 4 受給資格の確認等 居宅介護に準ずる**
- 5 居宅生活支援費支給の申請に係る援助 居宅介護に準ずる**
- 6 心身の状況等の把握 居宅介護に準ずる**
- 7 他の指定居宅支援事業者等との連携 居宅介護に準ずる**
- 8 サービスの提供の記録 居宅介護に準ずる**

#### **9 入退居**

(1) 指定地域生活援助は、居宅支給決定知的障害者であつて次に掲げる要件のいずれにも該当する者に提供するものとする。

ア 日常生活上の援助を受けないで生活することが、可能でないか又は適当でないこと。

イ 数人で共同の生活を送ることに支障がない程度に身辺自立ができていないこと。

ウ 日常生活を維持するに足る収入があること。

(2) 指定地域生活援助事業者は、利用申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、病院又は診療所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じること。

- ( 3 ) 指定地域生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めること。
- ( 4 ) 指定地域生活援助事業者は、利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うこと。
- ( 5 ) 指定地域生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な援助を行うよう努めること。

## **1 0 入退居の記録の記載等**

- ( 1 ) 指定地域生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定地域生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（以下「居宅受給者証記載事項」という。）について居宅受給者証に記載すること。
- ( 2 ) 指定地域生活援助事業者は、( 1 ) に規定する居宅受給者証記載事項を遅滞なく市町村に対し報告すること。
- ( 3 ) 指定地域生活援助事業者は、入居者数に変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告すること。

## **1 1 指定地域生活援助に係る費用の受領等**

- ( 1 ) 知的障害者地域生活援助において提供される便宜のうち、家賃、食材料費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの支払いを受けることができること。
- ( 2 ) ( 1 ) の規定による額の支払いを受けた場合には、当該利用者に対し領収証を交付すること。
- ( 3 ) 指定地域生活援助事業者は、( 1 ) の費用の額に係る支払いに当たっては、あらかじめ、利用者に対し、説明を行い、利用者の同意を得ること。
- ( 4 ) 指定地域生活援助事業者は、あいまいな名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこと。

## **1 2 居宅生活支援費の額に係る通知 居宅介護に準ずる**

### **1 3 指定地域生活援助の取扱方針**

- ( 1 ) 指定地域生活援助は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されること。
- ( 2 ) 指定地域生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- ( 3 ) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、適切な相談及び助言を行うこと。
- ( 4 ) 指定地域生活援助事業者は、自らその提供する指定地域生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図ること。

## **1 4 利用者に関する市町村への通知 居宅介護に準ずる**

### **1 5 緊急時等の対応 短期入所に準ずる**

### **1 6 社会生活上の便宜の供与**

- ( 1 ) 指定地域生活援助事業者は、利用者の職場等における問題への対応、余暇活動の支援等に努めること。
- ( 2 ) 指定地域生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行うこと。
- ( 3 ) 指定地域生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めること。

## **1 7 管理者の責務 短期入所に準ずる**

### **1 8 管理者による管理**

共同生活住居の管理者は、同時に指定施設、指定居宅支援事業者又は社会福

社施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合はこの限りでないこと。

## 19 運営規程

指定地域生活援助事業者は、指定地域生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

ア 事業の目的及び運営の方針

イ 従業者の職種、員数及び職務の内容

ウ 利用定員

エ 指定地域生活援助の内容及び入居者から受領する費用の額

オ 入居に当たっての留意事項

カ 非常災害対策

キ その他運営に関する重要事項

## 20 勤務体制の確保等

(1) 指定地域生活援助事業者は、利用者に対し適切な指定地域生活援助を提供できるよう、指定地域生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならないこと。

(2) 指定地域生活援助事業者は、指定地域生活援助事業所ごとに、当該指定地域生活援助事業所の従業者によって指定地域生活援助を提供しなければならない。

(3) 指定地域生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならないこと。

## 21 支援体制の確保

指定地域生活援助事業所は、緊急時等において利用者に対し速やかに必要な支援を行うことができるよう、知的障害者援護施設等との連携及び適切な支援体制が確保されていること。

## 22 定員の遵守

指定地域生活援助事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならないこと。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではないこと。

- 2 3 非常災害対策      デイサービスに準ずる
- 2 4 衛生管理等      デイサービスに準ずる
- 2 5 掲示      居宅介護に準ずる
- 2 6 秘密保持等      居宅介護に準ずる
- 2 7 情報の提供等      居宅介護に準ずる
- 2 8 苦情解決      居宅介護に準ずる
- 2 9 事故発生時の対応      居宅介護に準ずる
- 3 0 会計の区分      居宅介護に準ずる
- 3 1 記録の整備      居宅介護に準ずる

### - 3 児童〔児21の19-1, 2項〕

## 第1章 総則

### 1 趣旨

この基準案は、指定児童居宅支援の事業に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の19第1項の基準及び同条第2項の指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準並びにこれらのうち法第21条の12第1項の基準該当居宅支援の事業が満たすべきものについて定めるものである。

### 2 定義

この基準案において、次のア～コに掲げる用語の意義は、それぞれ当該ア～コに定めるところによる。

- ア 居宅支援事業者 法第6条の2第1項の「児童居宅支援」を行う者をいう。
- イ 指定居宅支援事業者又は指定居宅支援 それぞれ法第21条の10第1項に規定する指定居宅支援事業者又は指定居宅支援をいう。
- ウ 利用者負担額 法第21条の10第2項第2号に規定する市町村長が定める基準により算定した額をいう。
- エ 居宅生活支援費の額 法第21条の10第2項に規定する居宅生活支援費の額をいう。
- オ 居宅生活支援費基準額 法第21条の10第2項第1号に規定する市町村長が定める基準により算定した額をいう。
- カ 支給期間 法第21条の11第3項第1号に規定する居宅生活支援費を支給する期間をいう。
- キ 支給量 法第21条の11第3項第2号に規定する居宅生活支援費を支給する指定居宅支援の量をいう。
- ク 法定代理受領サービス 法第21条の11第8項の規定により指定居宅支援に要した費用が居宅支給決定保護者に代わり当該指定居宅支援事業者を支払われる場合の当該指定居宅支援に要した費用に係る指定居宅支援をいう。
- ケ 基準該当居宅支援 法第21条の12第1項に規定する基準該当居宅支援をいう。
- コ 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。



### 3 指定居宅支援の事業の一般原則

- ( 1 ) 指定居宅支援事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。
  
- ( 2 ) 指定居宅支援事業者は、指定居宅支援の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

## 第2章 指定児童居宅介護

### 第1節 基本方針

#### 1 基本方針

指定居宅支援に該当する児童居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等における相談及び助言並びに外出時の介護を適切に行うものとする。

### 第2節 人員に関する基準

#### 1 従業者の員数

(1) 指定居宅介護の事業を行う者（以下「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる厚生労働大臣が定める者をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とすること。

(2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者とする。

#### 2 管理者

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこととする。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

#### 1 設備及び備品等

指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えること。

## 第4節 運営に関する基準

### 1 内容及び手続きの説明

- (1) 指定居宅介護事業者は、居宅支給決定保護者から指定居宅介護の利用の申込みがあった場合には、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第76条の規定に基づき、当該指定居宅介護の提供に係る契約の内容及びその履行に関する事項について説明を行うこと。
- (2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に係る契約が成立したときは、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、居宅支給決定保護者に対して、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、遅滞なく同条第1項に規定する事項を記載した書面を交付すること。
- (3) 指定居宅介護事業者は、(2)の規定による書面の交付に代えて、当該居宅支給決定保護者の承諾を得て、社会福祉法第77条第2項の規定による方法により当該書面に記載すべき事項を提供することができること。

### 2 契約支給量の報告

- (1) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護の区分、契約支給量その他の必要な事項（以下「居宅受給者証記載事項」という。）を居宅受給者証に記載すること。
- (2) (1)の契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならないこと。
- (3) 指定居宅介護事業者は、(1)の指定居宅介護の区分、契約支給量その他の必要な事項（以下「契約内容報告事項」という。）を市町村に対し遅滞なく報告しなければならないこと。
- (4) (1)から(3)までの規定は、居宅受給者証記載事項若しくは契約内容報告事項に変更があった場合も準じて取り扱うものであること。

### 3 提供拒否の禁止

指定居宅介護事業者は、正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではならないこと。

#### **4 あっせん・調整、要請に対する協力**

指定居宅支援事業者は、市町村が行うあっせん、調整及び利用の要請（以下「あっせん等」という。）並びに当該あっせん等について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力すること。

#### **5 サービス提供困難時の対応**

指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じること。

#### **6 受給資格の確認等**

- (1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する居宅受給者証によって、指定居宅介護に係る居宅支給決定の有無及び支給期間を確かめるものとする。
- (2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護に係る居宅支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合には、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うこと。

#### **7 居宅生活支援費支給の申請に係る援助**

指定居宅介護事業者は、支給期間の終了に伴う居宅生活支援費の支給申請が、市町村が当該申請に対する決定をするまでに通常要すべき標準的な期間をもってなされるよう、必要な援助を行うこと。

#### **8 心身の状況等の把握**

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。

#### **9 他の指定居宅支援事業者等との連携**

- (1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、指定居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。

- ( 2 ) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者に対して適切な指導を行うよう努めること。

## 1 0 身分を証する書類の携行

指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者から求められたときは、これを提示すべき旨を指導すること。

## 1 1 サービスの提供の記録

- ( 1 ) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、当該指定居宅介護の内容及び提供年月日その他の必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録すること。

- ( 2 ) 指定居宅介護事業者は、( 1 ) の規定による記録に際しては、利用者から当該指定居宅介護を提供したことの確認を受けること。

## 1 2 利用者負担金等の受領

- ( 1 ) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅介護を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けるものとする。

- ( 2 ) 指定居宅介護事業者は、( 1 ) の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定居宅介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができること。

- ( 3 ) ( 1 ) 又は ( 2 ) の規定による額の支払いを受けた場合には、当該利用者に対し領収証を交付すること。

- ( 4 ) 指定居宅介護事業者は、( 2 ) の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ること。

- ( 5 ) 指定居宅介護事業者は、あいまいな名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこと。

## 1 3 居宅生活支援費の額に係る通知

指定居宅介護事業者は、市町村から法定代理受領サービスに該当する指定居宅支援に係る居宅生活支援費の支給を受けた場合には、利用者に対し、当該利用者に係る居宅生活支援費の額を通知すること。

#### 1 4 指定居宅介護の基本取扱方針

- ( 1 ) 指定居宅介護は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならないこと。
- ( 2 ) 指定居宅介護事業者は、自らその提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図ること。

#### 1 5 指定居宅介護の具体的取扱方針

指定居宅介護従業者の行う指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- ア 指定居宅介護の提供に当たっては、1 6 ( 1 ) に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。
- イ 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- ウ 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- エ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

#### 1 6 居宅介護計画の作成

- ( 1 ) サービス提供責任者(第2節1(2)に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成すること。
- ( 2 ) サービス提供責任者は、( 1 ) の居宅介護計画を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明すること。
- ( 3 ) サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

(4)(1)及び(2)の規定は、(3)に規定する居宅介護計画の変更について準じて取扱うこと。

## 17 同居家族に対するサービス提供の禁止

指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならないこと。

## 18 利用者に関する市町村への通知

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている利用者が偽りその他不正な行為によって居宅生活支援費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

## 19 緊急時等の対応

指定居宅介護従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じること。

## 20 管理者及びサービス提供責任者の責務

(1) 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行うこと。

(2) 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(3) サービス提供責任者は、16に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うものとする。

## 21 運営規程

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておくこと。

ア 事業の目的及び運営の方針

イ 従業者の職種、員数及び職務の内容

ウ 営業日及び営業時間

- エ 指定居宅介護の内容及び利用者から受領する費用の額
- オ 通常の事業の実施地域
- カ 緊急時等における対応方法
- キ その他運営に関する重要事項

## 2.2 介護等の総合的な提供

指定居宅介護事業者（指定居宅介護のうち専ら移動介護の提供を行うものを除く）は、指定居宅介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならないこと。

## 2.3 勤務体制の確保等

- (1) 指定居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておくこと。
- (2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業員によって指定居宅介護を提供すること。
- (3) 指定居宅介護事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。

## 2.4 衛生管理等

- (1) 指定居宅介護事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。
- (2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めること。

## 2.5 掲示

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

## 2.6 秘密保持等

- (1) 指定居宅介護事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利



用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。

- ( 2 ) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。
- ( 3 ) 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。

## 2 7 情報の提供等

- ( 1 ) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護を利用しようとする者が適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者に関し情報の提供を行うよう努めること。
- ( 2 ) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならないこと。

## 2 8 苦情解決

- ( 1 ) 指定居宅介護事業者はその提供した指定居宅介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。
- ( 2 ) 指定居宅介護事業者は、居宅生活支援費の支給に関し、法第21条の15の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。
- ( 3 ) 指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査にできる限り協力すること。

## 2 9 事故発生時の対応

- ( 1 ) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。

- ( 2 ) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

### 3 0 会計の区分

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。

### 3 1 記録の整備

- ( 1 ) 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこと。
- ( 2 ) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から五年間保存すること。

## 第 5 節 基準該当居宅支援に関する基準

### 1 従業者の員数

- ( 1 ) 基準該当居宅支援に該当する児童居宅介護（以下「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる厚生労働大臣が定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、3人以上とすること。
- ( 2 ) 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する居宅支給決定保護者に提供する基準該当居宅介護（以下「離島等における基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下「離島等における基準該当居宅介護事業者」という。）にあつては、( 1 ) の規定に関わらず、当該事業を行う事業所（以下「離島等における基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（離島等における基準該当居宅介護の提供に当たる厚生労働大臣が定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、1人以上とすること。
- ( 3 ) 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者とすること。

## 2 管理者

基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

## 3 設備及び備品等

基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えること。

## 4 特例居宅生活支援費請求のための証明書の交付

基準該当居宅介護事業者は、利用者から基準該当居宅介護に係る法第21条の12第2項において準用する法第21条の10第2項第1号に規定する額の支払いを受けた場合は、提供した居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付すること。

## 5 同居家族に対するサービス提供の禁止

(1) 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

ア 当該居宅介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

イ 当該居宅介護が1(3)に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合。

ウ 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計時間が当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えない場合

(2) 基準該当居宅介護事業者は、(1)ただし書きの規定に基づき、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る6において準用する16(1)の居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を

講じなければならない。

## 6 運営に関する基準

第1節及び第4節(12(1)、13、17を除く)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準じて扱う。(この場合において、第4節12中「指定居宅介護」とあるのを「基準該当居宅介護」と、第4節12(3)中「(1)又は(2)」とあるのを「(2)」と、第4節16中「第2節1(2)」とあるのを、「第5節1(3)」と、読み替えるものとする。)

## 第3章 指定児童デイサービス

### 第1節 基本方針

#### 1 基本方針

指定居宅支援に該当する児童デイサービス(以下「指定デイサービス」という。)の事業は、利用者が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を行うものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

#### 1 従業者の員数

(1) 指定デイサービスの事業を行う者(以下「指定デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定デイサービス事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第4節までにおいて「デイサービス従業者」という。)のうち指導員又は保育士の員数は、指定デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間帯」という。)を通じて専ら当該指定デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の総数が利用者の数が15人までは2以上、それ以上5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とし、その他必要な従業者を置くものとする。

(2) (1)の指定デイサービスの単位は、指定デイサービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

(3) (1)の指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤とすること。

#### 2 管理者

指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと。ただし、指定デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

#### 1 設備及び備品等

- (1) 指定デイサービス事業所は、日常生活訓練室兼社会適応訓練室を有するほか、指定デイサービスに必要なその他の設備及び備品等を備えること。
- (2) (1)に掲げる日常生活訓練室兼社会適応訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えること。
- (3) (1)に掲げる設備は、専ら当該指定デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでないこと。

### 第4節 運営に関する基準

- 1 内容及び手続きの説明 居宅介護に準ずる
- 2 契約支給量の報告 居宅介護に準ずる
- 3 提供拒否の禁止 居宅介護に準ずる
- 4 あっせん・調整、要請に対する協力 居宅介護に準ずる
- 5 サービス提供困難時の対応 居宅介護に準ずる
- 6 支給資格の確認等 居宅介護に準ずる
- 7 居宅生活支援費支給の申請に係る援助 居宅介護に準ずる
- 8 心身の状況等の把握 居宅介護に準ずる
- 9 他の指定居宅支援事業者等との連携 居宅介護に準ずる
- 10 サービスの提供の記録 居宅介護に準ずる

## 1 1 利用者負担金等の受領

- ( 1 ) 指定デイサービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定デイサービスを提供した際には、利用者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けるものとする。
- ( 2 ) 指定デイサービス事業者は、( 1 ) の支払を受ける額のほか、児童デイサービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの支払いを利用者から受けることができる。
- ( 3 ) ( 1 ) 又は ( 2 ) の規定による額の支払いを受けた場合には、当該利用者に対し領収証を交付すること。
- ( 4 ) 指定デイサービス事業者は、( 2 ) の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ること。
- ( 5 ) 指定デイサービス事業者は、あいまいな名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこと。

## 1 2 居宅生活支援費の額に係る通知 居宅介護に準ずる

### 1 3 指定デイサービスの基本取扱方針

- ( 1 ) 指定デイサービスは、利用者が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適應することができるよう、適切に行うこと。
- ( 2 ) 指定デイサービス事業者は、自らその提供する指定デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。

### 1 4 指定デイサービス具体的取扱方針

- ( 1 ) 指定デイサービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

指定デイサービスの提供に当たっては、1 5 ( 1 ) に規定するデイサービス計画に基づき、利用者の日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適應訓練を、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切にサービスの提供を行うこと。

- ( 2 ) デイサービス従業者は、指定デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- ( 3 ) 指定デイサービスの提供に当たっては、援助技術の進歩に対応し、適切な指導技術をもってサービスの提供を行うこと。
- ( 4 ) 指定デイサービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、利用者の障害特性に対応した指定デイサービスの提供ができる体制を整えること。

## **1 5 デイサービス計画の作成**

- ( 1 ) 指定デイサービス事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、日常生活における基本的動作の習得等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したデイサービス計画を作成すること。
- ( 2 ) 指定デイサービス事業所の管理者は、それぞれの利用者に応じたデイサービス計画を作成し、利用者又はその介護者に対し、その内容等について説明すること。
- ( 3 ) デイサービス従業者は、それぞれの利用者について、デイサービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うこと。

## **1 6 利用者に係る市町村への通知 居宅介護に準ずる**

## **1 7 緊急時等の対応 居宅介護に準ずる**

## **1 8 管理者の責務**

- ( 1 ) 指定デイサービス事業所の管理者は、指定デイサービス事業所の従業者の管理及び指定デイサービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- ( 2 ) 指定デイサービス事業所の管理者は、当該指定デイサービス事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。



## 19 運営規程

指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておくこと。

- ア 事業の目的及び運営の方針
- イ 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ウ 営業日及び営業時間
- エ 指定デイサービスの利用定員
- オ 指定デイサービスの内容及び利用者から受領する費用の額
- カ 通常の事業の実施地域
- キ サービス利用に当たっての留意事項
- ク 緊急時等における対応方法
- ケ 非常災害対策
- コ その他運営に関する重要事項

## 20 勤務体制の確保等

- (1) 指定デイサービス事業者は、利用者に対し適切な指定デイサービスを提供できるよう、指定デイサービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておくこと。
- (2) 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所ごとに、当該指定デイサービス事業所の従業者によって指定デイサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでないこと。
- (3) 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。

## 21 定員の遵守

- (1) 指定デイサービス事業者は、利用定員を超えて指定デイサービスの提供を行ってはならないこと。
- (2) この章において、利用定員とは指定デイサービス事業所において同時に指定デイサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。

## 2 2 非常災害対策

指定デイサービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。

## 2 3 衛生管理等

(1) 指定デイサービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じること。

(2) 指定デイサービス事業者は、当該指定デイサービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

## 2 4 掲示 居宅介護に準ずる

## 2 5 秘密保持等 居宅介護に準ずる

## 2 6 情報の提供等 居宅介護に準ずる

## 2 7 苦情解決 居宅介護に準ずる

## 2 8 事故発生時の対応 居宅介護に準ずる

## 2 9 会計の区分 居宅介護に準ずる

## 3 0 記録の整備 居宅介護に準ずる

### 第5節 基準該当居宅支援に関する基準

#### 1 従業者の員数等

(1) 基準該当居宅支援に該当する児童デイサービス（以下「基準該当デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当デイサービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「基準該当デイサービス従業者」という。）のうち指導員又は保育士の員数は、基準該当デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当デイサービスの提供に当たる

指導員又は保育士の総数が利用者の数が15人までは2以上、それ以上5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とし、その他必要な従業者を置くものとする。

(2)(1)の基準該当デイサービスの単位は、基準該当デイサービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

## 2 管理者

基準該当デイサービス事業者は、基準該当デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

## 3 設備及び備品等

(1) 基準該当デイサービス事業所には日常生活訓練及び社会適応訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

(2)(1)に掲げる日常生活訓練及び社会適応訓練を行う場所には必要な機械器具等を備えなければならない。

(3)(1)に掲げる設備は、専ら当該基準該当デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

## 4 特例居宅生活支援費請求のための証明書の交付

基準該当デイサービス事業者は、利用者から基準該当デイサービスに係る法第21条の12第2項において準用する法第21条の10第2項第1号に規定する額の支払いを受けた場合は、提供したデイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付すること。

## 5 運営基準について

第1節及び第4節の規定(11(1)、12を除く)は、基準該当デイサービスについて準じて扱う。

## 第4章 指定児童短期入所

### 第1節 基本方針

#### 1 基本方針

指定居宅支援に該当する児童短期入所（以下「指定短期入所」という。）の事業は、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて必要な保護を適切に行うものでなければならないこと。

#### 2 肢体不自由児施設等との併設

指定短期入所の事業を行う者（以下「指定短期入所事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）第 条に規定する施設に併設するか、若しくは当該施設の居室であってその全部又は一部が入所者に利用されていない居室を用いるものでなければならないこと。

### 第2節 人員に関する基準

#### 1 従業者の員数

- (1) 第1節2に規定する施設に併設される指定短期入所事業所であって、当該施設と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、当該併設事業所に置くべき指定短期入所の従業者の員数は、当該施設として必要とされる数の従業者に加えて、当該併設事業所の利用者を当該施設の入所者とみなした場合における法、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）等に規定する当該施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- (2) 第1節2に規定する施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うもの（施行規則第 条に規定する、肢体不自由児施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、重症心身障害児施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、特定身体障害者授産施設、知的障害者更生施設及び特定知的障害者授産施設に限る。以下「肢体不自由児施設等」という。）に置くべき従業者の員数は、これらの従業者について利用者を当該肢体不自由児施設等の入所者とみなした場合における法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に規定する肢体不自由児施設等として必要とされる数が確保されるために必要な数とする。

## 2 管理者

指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

#### 1 設備及び備品等

(1) 併設事業所の場合にあっては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある肢体不自由児施設等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所及び当該併設本体施設の入所者の処遇に支障がないときは、当該併設施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。

(2) 第2節1(2)の適用を受ける指定肢体不自由児施設等にあっては、(1)の規定にかかわらず、法、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する肢体不自由児施設等として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

### 第4節 運営に関する基準

- 1 内容及び手続きの説明 居宅介護に準ずる
- 2 提供拒否の禁止 居宅介護に準ずる
- 3 あっせん・調整、要請に対する協力 居宅介護に準ずる
- 4 サービス提供困難時の対応 居宅介護に準ずる
- 5 受給資格の確認等 居宅介護に準ずる
- 6 居宅生活支援費支給の申請に係る援助 居宅介護に準ずる
- 7 心身の状況等の把握 居宅介護に準ずる

## **8 指定短期入所の開始及び終了**

- ( 1 ) 指定短期入所事業者は、保護者の疾病その他の理由により家庭において介護を受けることが一時的に困難となった障害児を対象に、指定短期入所を提供するものとする。
  
- ( 2 ) 指定短期入所事業者は、指定居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス及び福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めること。

## **9 入退所の記録の記載等**

- ( 1 ) 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、当該指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下「居宅受給者証記載事項」という。）について居宅受給者証に記載すること。
  
- ( 2 ) 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により利用者の指定短期入所に係る支給量に達した場合は、当該利用者に係る居宅受給者証の短期入所サービス提供実績欄の写しを市町村に提出すること。

## **10 心身の状況等の把握 居宅介護に準ずる**

## **11 他の指定居宅支援事業者等との連携 居宅介護に準ずる**

## **12 サービスの提供の記録 居宅介護に準ずる**

## **13 利用者負担金等の受領**

- ( 1 ) 指定短期入所事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けるものとする。
  
- ( 2 ) 指定短期入所事業者は、( 1 ) の支払を受ける額のほか、短期入所において提供される便宜のうち、食材料費、日用品費、その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの支払いを利用者から受けることができること。

- ( 3 )( 1 ) 又は ( 2 ) の規定による額の支払いを受けた場合には、当該利用者に対し領収証を交付しなければならない。
- ( 4 ) 指定短期入所事業者は、( 2 ) の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ること。
- ( 5 ) 指定短期入所事業者は、あいまいな名目による不適切な費用の徴収を行ってはならないこと。

#### **1 4 居宅生活支援費の額に係る通知 居宅介護に準ずる**

#### **1 5 指定短期入所の取扱方針**

- ( 1 ) 指定短期入所は、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならないこと。
- ( 2 ) 短期入所従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- ( 3 ) 指定短期入所事業者は、自らその提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図ること。

#### **1 6 利用者に関する市町村への通知 居宅介護に準ずる**

#### **1 7 サービスの提供**

- ( 1 ) 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うこと。
- ( 2 ) 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきすること。
- ( 3 ) 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならないこと。

- (4) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならないこと。

## 18 健康管理

指定短期入所事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとること。

## 19 相談及び援助

指定短期入所事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその介護を行う者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。

## 20 利用者の家族との連携

指定短期入所事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めること。

## 21 緊急時等の対応

指定短期入所の従業者等は、現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにあらかじめ指定短期入所事業者が定めた協力医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講じること。

## 22 管理者の責務      デイサービスに準ずる

## 23 運営規程

指定短期入所事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておくこと。

ア 事業の目的及び運営の方針

イ 従業者の職種、員数及び職務の内容

ウ 利用定員(第2節1(2)の適用を受ける肢体不自由児施設等である場合を除く。)

エ 指定短期入所の内容及び利用者から受領する費用の額

オ 通常の送迎の実施地域

カ サービス利用に当たっての留意事項

キ 緊急時等における対応方法

ク 非常災害対策

ケ その他運営に関する重要事項



## **2 4 勤務体制の確保等      デイサービスに準ずる**

## **2 5 定員の遵守**

指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでないこと

ア 併設事業所に事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

イ 第2節1(2)の適用を受ける肢体不自由児施設等である指定短期入所事業所にあつては、当該肢体不自由児施設等の入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

## **2 6 非常災害対策      デイサービスに準ずる**

## **2 7 衛生管理等      デイサービスに準ずる**

## **2 8 掲示      居宅介護に準ずる**

## **2 9 秘密保持等      居宅介護に準ずる**

## **3 0 情報の提供等      居宅介護に準ずる**

## **3 1 苦情解決      居宅介護に準ずる**

## **3 2 事故発生時の対応      居宅介護に準ずる**

## **3 3 会計の区分      居宅介護に準ずる**

## **3 4 記録の整備      居宅介護に準ずる**

## **3 5 地域等との連携**

指定短期入所の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。

## 指定施設の設備及び運営に関する基準（案）

### - 1 身体障害者〔身17の26〕

#### 第1章 総則

##### 1 趣旨

この基準案は、指定身体障害者更生施設等に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第17条の26の設備及び運営に関する基準について定めるものである。

##### 2 定義

この基準案において、次のア～シに掲げる用語の定義は、それぞれア～シに定めるところによる。

ア 指定身体障害者更生施設等 法第17条の24に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は特定身体障害者授産施設であって、法第17条の10第1項の都道府県知事の指定を受けたものをいう。

イ 指定身体障害者更生施設 法第17条の10第1項の指定を受けたアに掲げる身体障害者更生施設であって次の(ア)から(イ)に掲げるものをいう。

(ア) 指定肢体不自由者更生施設・・・指定身体障害者更生施設のうち肢体不自由者を入所させるものをいう。

(イ) 指定視覚障害者更生施設・・・指定身体障害者更生施設のうち視覚障害者を入所させるものをいう。

(ウ) 指定聴覚・言語障害者更生施設・・・指定身体障害者更生施設のうち聴覚・言語障害者（聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者をいう。以下同じ。）を入所させるものをいう。

(エ) 指定内部障害者更生施設・・・指定身体障害者更生施設のうち内臓の機能に障害のある者を入所させるものをいう。

ウ 指定身体障害者療護施設 法第17条の10第1項の指定を受けたアに掲げる指定身体障害者療護施設をいう。

エ 指定特定身体障害者授産施設 法第17条の10第1項の指定を受けたアに掲げる指定特定身体障害者授産施設であって次の(ア)及び(イ)に掲げるものをいう。

(ア) 指定特定身体障害者入所授産施設 指定特定身体障害者授産施設のうち(イ)を除いたもの

(イ) 指定特定身体障害者通所授産施設 指定特定身体障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものをいう。

- オ 指定施設又は指定施設支援 それぞれ法第17条の10第1項に規定する指定施設支援をいう。
- カ 利用者負担額 法第17条の10第2項第2号に規定する市町村長が定める基準により算定した額をいう。
- キ 施設訓練等支援費の額 法第17条の10第2項に規定する施設訓練等支援費をいう。
- ク 施設訓練等支援費基準額 法第17条の10第2項第1号に規定する市町村長が定める基準により算定した額をいう。
- ケ 支給期間 法第17条の11第3項第1号に規定する施設訓練等支援費を支給する期間をいう。
- コ 身体障害程度区分 法第17条の11第3項第2号に規定する身体障害程度区分をいう。
- サ 法定代理受領サービス 法第17条の11第8項の規定により指定施設支援に要した費用が施設支給決定身体障害者に代わり当該指定施設に支払われる場合の当該指定施設支援に要した費用に係る指定施設支援をいう。
- シ 常勤換算方法 指定身体障害者更生施設等の従業員のそれぞれの勤務延時間数の総数を指定身体障害者更生施設等において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業員の員数に換算する方法をいう。

## 第2章 指定身体障害者更生施設

### 第1節 基本方針

- 1 指定身体障害者更生施設は、入所者に対して、治療又は指導及びその更生に必要な訓練を適切に行うものでなければならないこと。
- 2 指定身体障害者更生施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めること。
- 3 指定身体障害者更生施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ）、居宅支援事業者（法4条の2に規定する身体障害者居宅支援を行う者をいう。）他の法第17条の10に規定する指定身体障害者更生施設等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めること。

### 第2節 人員に関する基準

#### 1 指定肢体不自由者更生施設の従業者の員数

(1) 指定肢体不自由者更生施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が 人を超えない指定肢体不自由者更生施設にあっては、ウの栄養士を置かないことができる。

ア 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の世話をを行うために必要な数

イ 看護婦又は看護師（以下「看護職員」という。以下同じ。）、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員及び生活指導員

(ア) 入所者の数が、 を超えない指定肢体不自由者更生施設にあっては、看護職員、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員及び生活指導員の総数は、常勤換算方法で 以上

(イ) 入所者の数が を超える指定肢体不自由者更生施設にあっては、看護職員、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員及び生活指導員の総数は、常勤換算方法で(ア)に入所者の数が 又はその端数を増すごとに を加えて得た数以上

(ウ) 看護職員の数は、次のとおりとすること。

以上

(I) 理学療法士 以上

(オ) 作業療法士 以上

ウ 栄養士 以上

(2)(1)の入所者の数は、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(3) 指定肢体不自由者更生施設の職員は、専ら当該指定肢体不自由者更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合はこの限りでないこと。

(4)(1)イの看護職員のうち、人以上は、常勤の者であること。

(5)(1)イの生活指導員のうち、人以上は、常勤の者であること。

(6)(1)のイの理学療法士及び作業療法士は、当該指定肢体不自由者更生施設の他の業務に従事することができる。

**\* 重度者に配慮した人員配置については、引き続き検討中。**

## 2 指定視覚障害者更生施設の従業者の員数

(1) 指定視覚障害者更生施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が 人を超えない指定視覚障害者更生施設にあっては、ウの栄養士を置かないことができる。

ア 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の世話をを行うために必要な数

イ 看護職員、職業指導員及び生活指導員

(ア) 入所者の数が、 を超えない指定視覚障害者更生施設にあっては、看護職員、職業指導員及び生活指導員の総数は、常勤換算方法で 以上

(イ) 入所者の数が を超える指定視覚障害者更生施設にあっては、看護職員、職業指導員及び生活指導員の総数は、イに入所者の数が 又はその端数を増すごとに を加えて得た数以上

(ウ) 看護職員の数、次のとおりとすること。

以上

ウ 栄養士 以上

(2)(1)の入所者の数は、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(3) 指定視覚障害者更生施設の職員は、専ら当該指定視覚障害者更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合はこの限りでないこと。

(4)(1)イの看護職員のうち、人以上は、常勤の者でなければならない。

(5)(1)イの職業指導員のうち、人以上は、常勤の者でなければならない。

(6)(1)イの生活指導員のうち、人以上は、常勤の者でなければならない。

### 3 指定聴覚・言語障害者更生施設の従業者の員数

(1) 指定聴覚・言語障害者更生施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が 人を超えない指定聴覚・言語障害者更生施設にあっては、ウの栄養士を置かないことができる。

ア 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の世話を行うために必要な数

イ 看護職員、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員及び生活指導員

(ア) 入所者の数が、 を超えない指定聴覚・言語障害者更生施設にあっては、看護職員、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員及び生活指導員の総数は、常勤換算方法で 以上

(イ) 入所者の数が を超える指定聴覚・言語障害者更生施設にあっては、看護職員、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員及び生活指導員の総数は、常勤換算方法で(ア)に入所者の数が 又はその端数を増すごとに を加えて得た数以上

(ウ) 看護職員の数、次のとおりとすること。

以上

ウ 栄養士 以上

(2)(1)の入所者の数は、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(3) 指定聴覚・言語障害者更生施設の職員は、専ら当該指定聴覚・言語障害者更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合はこの限りでない。

(4)(1)イの看護職員のうち、人以上は、常勤の者でなければならない。

(5)(1)イの職業指導員のうち、 人以上は、常勤の者でなければならない。

(6)(1)イの生活指導員のうち、 人以上は、常勤の者でなければならない。

#### 4 指定内部障害者更生施設の従業者の員数

(1) 指定身体障害者更生施設のうち指定内部障害者更生施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が 人を超えない指定内部障害者更生施設にあっては、ウの栄養士を置かないことができる。

ア 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の世話をを行うために必要な数

イ 保健婦又は看護婦若しくは看護師（以下「保健婦等」という。） 作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員、生活指導員及び介護職員

(ア) 入所者の数が、 を超えない指定内部障害者更生施設にあっては、保健婦等、心理判定員、職能判定員、職業指導員、生活指導員及び介護職員の総数は、常勤換算方法で 以上

(イ) 入所者の数が を超える指定内部障害者更生施設にあっては、保健婦等、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員、生活指導員及び介護職員の総数は、常勤換算方法で(ア)に入所者の数が 又はその端数を増すごとに を加えて得た数以上

(ウ) 保健婦等の数は、次のとおりとすること。

a 入所者の数が を超えない指定内部障害者更生施設にあっては、常勤換算方法で 以上

b 入所者の数が を超えて を超えない指定内部障害者更生施設にあっては、常勤換算方法で 以上

c 入所者の数が を超えて を超えない施設にあっては、常勤換算方法で 以上

ウ 栄養士 以上

(2)(1)の入所者の数は、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(3) 指定内部障害者更生施設の職員は、専ら当該指定内部障害者更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合はこの限りでない。

(4)(1)イの保健婦等のうち、 人以上は、常勤の者でなければならない。

(5)(1)イの職業指導員のうち、 人以上は、常勤の者でなければならない。

(6)(1)イの生活指導員のうち、 人以上は、常勤の者でなければならない。

(7)(1)イの作業療法士は、当該指定内部障害者更生施設の他の業務に従事することができる。

5 指定身体障害者更生施設のうち併せて通所により指定身体障害者更生施設支援の提供を行うものにあつては、4に定めるもののほか指導員を通所による利用者の数を で除して得た数以上置くものとする。

**\* 重度者に配慮した人員配置については、引き続き検討中。**



### 第3節 設備に関する基準

#### 1 設備及び備品等

(1) 指定身体障害者更生施設の設備の基準は、次のとおりとすること。

ア 居室

(ア) 一の居室の定員は、四人以下とすること。

(イ) 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、6.6平方メートル以上とすること。

イ 静養室

医務室に近接して設けること。

ウ 食堂

(ア) 食事の提供に支障がない広さを有すること。

(イ) 必要な備品を備えること。

エ 浴室

障害の特性に応じたものとすること。

オ 洗面所

(ア) 居室のある階ごとに、設けること。

(イ) 障害の特性に応じたものとすること。

カ 便所

(ア) 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

(イ) 障害の特性に応じたものとすること。

キ 相談室

必要な備品を備えること。

ク 医務室

治療に必要な機械器具等を備えること。

ケ 廊下幅

2.2メートル以上とすること。

(2) 指定肢体不自由者更生施設には、(1)に掲げる設備のほか、理学療法室、職能判定室、職業訓練室、運動療法室兼作業療法室、屋外運動場及び集会室を設け、訓練に必要な機械器具を備えること。

(3) 指定視覚障害者更生施設には、(1)に掲げる設備のほか、職業訓練室、図書室、屋外運動場及び集会室を設け、訓練に必要な機械器具及び点字図書等を備えること。

- ( 4 ) 指定聴覚・言語障害者更生施設には、( 1 ) に掲げる設備のほか、職業訓練室及び集会室を設け、訓練に必要な機械器具等を備えること。
- ( 5 ) 指定内部障害者更生施設には、( 1 ) に掲げる設備のほか、理学療法室兼作業療法室、職業訓練室、職能判定室、娯楽室及び講堂を設け、訓練に必要な機械器具等を備えること。
- ( 6 ) ( 1 ) から ( 5 ) に掲げる設備は、専ら当該指定身体障害者更生施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

## **第4節 運営に関する基準**

### **1 内容及び手続きの説明**

- ( 1 ) 指定身体障害者更生施設は、施設支給決定身体障害者から指定施設支援の利用の申し込みがあった場合には、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第76条の規定に基づき、当該指定施設支援の提供に係る契約の内容及びその履行に関する事項について説明を行うこと。
- ( 2 ) 指定身体障害者更生施設は、指定施設支援の提供に係る契約が成立したときは、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、その利用者に対して、障害の特性に応じた適切な配慮をもって、遅滞なく同項に規定する事項を記載した書面を交付すること。
- ( 3 ) 指定身体障害者更生施設は、( 2 ) の規定による書面の交付に代えて、当該利用者の承諾を得て、社会福祉法第77条第2項の規定による方法により当該書面に記載すべき事項を提供することができる。

### **2 受給資格等の確認**

指定身体障害者更生施設は、指定施設支援の提供を求められた場合は、その者の提示する施設受給者証によって、施設支給決定の有無及び支給期間を確かめること。

### **3 入退所**

- ( 1 ) 指定身体障害者更生施設は、正当な理由なく、指定施設支援の提供を拒んで

はならないこと。

- ( 2 ) 指定身体障害者更生施設は、市町村が行うあっせん、調整及び利用の要請（以下「あっせん等」という。）並びに当該あっせん等について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力すること。
- ( 3 ) 指定身体障害者更生施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、市町村と協議の上、適切な病院若しくは診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じること。
- ( 4 ) 指定身体障害者更生施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めること。
- ( 5 ) 指定身体障害者更生施設は、利用者の居住地変更が見込まれる場合においては、速やかに当該利用者の居住地の市町村に連絡しなければならない。
- ( 6 ) 指定身体障害者更生施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討すること。
- ( 7 ) ( 6 ) の検討に当たっては、生活指導員、介護職員、看護職員等の従業者の間で協議すること。
- ( 8 ) 指定身体障害者更生施設は、居宅において日常生活を営むことを希望する入所者に対し、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。

#### **4 施設訓練等支援費支給の申請に係る援助**

- ( 1 ) 指定身体障害者更生施設は、施設支給決定を受けていない者から入所の申し込みがあった場合には、その者の意向を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うこと。
- ( 2 ) 指定身体障害者更生施設は、支給期間（法第17条の11第3項第1号に規定する施設訓練等支援費を支給する期間をいう。以下同じ。）の終了に伴う施設訓練等支援費の支給申請が、市町村が当該申請に対する決定をするまでに通常要す

べき標準的な期間をもってなされるよう、必要な援助を行うこと。

## 5 入退所の記録の記載等

- (1) 指定身体障害者更生施設は、入所又は退所に際しては、当該指定施設支援の種類、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下「施設受給者証記載事項」という。）について施設受給者証に記載すること。
- (2) 指定身体障害者更生施設は、(1)に規定する施設受給者証記載事項を遅滞なく市町村に対し報告すること。
- (3) 指定身体障害者更生施設は、入所者数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告すること。

## 6 利用者負担金等の受領

- (1) 指定身体障害者更生施設は、法定代理受領サービスに該当する指定施設支援を提供した際には、入所者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けるものとする。
- (2) 指定身体障害者更生施設は、(1)の支払を受ける額のほか、身体障害者施設支援において提供される便宜のうち、被服費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であってその入所者に負担させることが適当と認められるものの支払いを受けることができる。
- (3) (1)又は(2)の規定による額の支払いを受けた場合には、当該利用者に対し領収証を交付すること。
- (4) 指定身体障害者更生施設は、(2)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得ること。
- (5) 指定身体障害者更生施設は、あいまいな名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこと。

## 7 施設訓練等支援費の額に係る通知

指定身体障害者更生施設は、市町村から法定代理受領サービスに該当する指定施設支援に係る施設訓練等支援費の支給を受けた場合には、入所者に対し、当該入所者に係る施設訓練等支援費の額を通知しなければならない。

## 8 指定施設支援の取扱方針

- (1) 指定身体障害者更生施設は、入所者について、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行うとともに、指定施設支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。
- (2) 指定身体障害者更生施設の従業者は、指定施設支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 指定身体障害者更生施設は、自らその提供する指定施設支援の質の評価を行い、常にその改善を図ること。

## 9 施設支援計画の作成等

- (1) 指定身体障害者更生施設は、指定施設支援の提供に当たって、個々の入所者の支援の計画（以下「施設支援計画」という。）を作成するとともに、当該計画により適切に指定施設支援を提供すること。
- (2) (1)の規定による施設支援計画の作成に当たって、入所者に対し説明し、同意を得ること。
- (3) 指定身体障害者更生施設は、(1)の規定による施設支援計画の作成に当たって、必要な時期に施設支援計画作成会議を開くこと。
- (4) 指定身体障害者更生施設は、(1)の施設支援計画の実施状況の把握を行い、入所者についての解決すべき課題を把握するとともに、必要に応じて施設支援計画の見直しを行うものとする。
- (5) (2)及び(3)の規定は、(4)に規定する施設支援計画の見直しについて準用する。

## 10 指導、訓練等

- (1) 指定身体障害者更生施設は、入所者の希望を考慮し、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきすること。
- (2) 指定身体障害者更生施設は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に從事させること。
- (3) 指定身体障害者更生施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定身体障害者更生施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならないこと。

## 11 食事の提供

- (1) 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好<sup>し</sup>を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うこと。
- (2) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うこと。
- (3) 栄養士を置かない指定身体障害者更生施設にあつては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けること。

## 12 生活指導等

- (1) 指定身体障害者更生施設は、入所者が社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行うこと。
- (2) 指定身体障害者更生施設は、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。

## 13 社会生活上の便宜の供与等

- (1) 指定身体障害者更生施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うこと。
- (2) 指定身体障害者更生施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うこと。
- (3) 指定身体障害者更生施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めること。

#### 14 健康管理

指定身体障害者更生施設は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、入所者については、毎年二回以上定期的に健康診断を行うこと。

#### 15 入所者の入院期間中の取扱い

指定身体障害者更生施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定身体障害者更生施設に円滑に入所することができるようにすること。

#### 16 入所者に関する市町村への通知

指定身体障害者更生施設は、入所者が偽りその他不正の行為によって施設訓練等支援費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市町村に通知すること。

#### 17 管理者による管理

指定身体障害者更生施設の管理者は、専ら当該指定身体障害者更生施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定身体障害者更生施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

#### 18 管理者の責務

- (1) 指定身体障害者更生施設の管理者は、当該指定身体障害者更生施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うこと。
- (2) 指定身体障害者更生施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

#### 19 運営規程

指定身体障害者更生施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておくこと。

- ア 施設の目的及び運営の方針
- イ 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ウ 定員
  - (ア) 入所定員

- (イ) 通所により指定施設支援を行う施設にあっては、当該通所による利用の定員
  - (ウ) 分場を設置する施設にあっては、当該分場の利用定員（授産施設のみ）
- エ 入所者に対する指定施設支援の内容及び入所者から受領する費用の額
- オ 施設の利用に当たっての留意事項
- カ 非常災害対策
- キ その他施設の運営に関する重要事項

## 20 勤務体制の確保等

- (1) 指定身体障害者更生施設は、入所者に対し、適切な指定施設支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておくこと。
- (2) 指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設の従業者によって指定施設支援を提供すること。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- (3) 指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設等の従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

## 21 定員の遵守

指定身体障害者更生施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならないこと。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

## 22 非常災害対策

指定身体障害者更生施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。

## 23 衛生管理等

- (1) 指定身体障害者更生施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、治療に必要な機械器具等の管理を適正に行うこと。
- (2) 指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。



## 2 4 協力医療機関等

指定身体障害者更生施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力医療機関を定めておくこと。

## 2 5 掲示

指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

## 2 6 秘密保持等

- ( 1 ) 指定身体障害者更生施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。
- ( 2 ) 指定身体障害者更生施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。
- ( 3 ) 指定身体障害者更生施設は、指定居宅支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておくこと。

## 2 7 情報の提供等

- ( 1 ) 指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設に入所しようとする者が適切かつ円滑に入所することができるように、当該指定身体障害者更生施設に関し情報の提供を行うよう努めること。
- ( 2 ) 指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならないこと。

## 2 8 苦情解決

- ( 1 ) 指定身体障害者更生施設は、その提供した指定施設支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。
- ( 2 ) 指定身体障害者更生施設は、施設訓練等支援費の支給に関し、法第17条の15の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当

該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。

- (3) 指定身体障害者更生施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査にできる限り協力すること。

## **29 地域との連携等**

指定身体障害者更生施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。

## **30 事故発生時の対応**

- (1) 指定身体障害者更生施設は、入所者に対する指定施設の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。
- (2) 指定身体障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

## **31 会計の区分**

指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。

## **32 記録の整備**

- (1) 指定身体障害者更生施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくこと。
- (2) 指定身体障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から五年間保存すること。

## 第3章 指定身体障害者療護施設

### 第1節 基本方針

- 1 指定身体障害者療護施設は、入所者に対して、治療及び養護を適切に行わなければならないこと。
- 2 指定身体障害者療護施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。
- 3 指定身体障害者療護施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ）居宅支援事業者（法4条の2に規定する身体障害者居宅支援を行う者をいう。）指定身体障害者更生施設等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

#### 1 従業者の員数

- (1) 指定身体障害者療護施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が 人を超えない指定身体障害者療護施設にあつては、ウの栄養士を置かないことができる。
  - ア 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の世話をを行うために必要な数
  - イ 看護婦又は看護師（以下「看護職員」という。以下同じ。）介護職員、理学療法士及び生活指導員
    - (ア) 看護職員、介護職員、理学療法士及び生活指導員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を で除して得た数以上
    - (イ) 看護職員の数は、次のとおりとすること。
      - a 入所者の数が を超えない指定身体障害者療護施設にあつては、常勤換算方法で 以上
      - b 入所者の数が を超えて を超えない指定身体障害者療護施設にあつては、常勤換算方法で 以上
      - c 入所者の数が を超えて を超えない指定身体障害者療護施設にあつては、常勤換算方法で 以上
      - d 入所者の数が を超えて を超えない施設にあつては、常勤換算方法で 以上
      - e 入所者の数が を超えて を超えない施設にあつては、常勤換算方法で

以上

(ウ) 理学療法士の数は次のとおりとすること。

a 入所者の数が を超えない施設にあっては、常勤換算方法で 以上

b 入所者の数が を超える施設にあっては、常勤換算方法で 以上

(I) 生活指導員 常勤換算方法で 以上

ウ 栄養士 以上

(2)(1)の入所者の数は、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(3) 指定身体障害者療護施設の職員は、専ら当該指定身体障害者療護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合はこの限りでない。

(4)(1)イの看護職員のうち、人以上は、常勤の者でなければならない。

(5)(1)イの理学療法士のうち、人以上は、常勤の者でなければならない。

(6)(1)イの生活指導員のうち、人以上は、常勤の者でなければならない。

(7)(1)イの理学療法士は、指定身体障害者療護施設の他の業務に従事することができる。

2 指定身体障害者療護施設のうち、併せて通所により指定身体障害者療護施設支援の提供を行うものにあつては、1に規定する従業者のほか、看護職員又は介護職員を で除して得た数以上を置くものとする。

**\* 重度者に配慮した人員配置については、引き続き検討中。**

### 第3節 設備に関する基準

#### 1 設備

(1) 指定身体障害者療護施設の設備の基準は次のとおりとする。

##### ア 居室

(ア) 一の居室の定員は、四人以下とすること。

(イ) 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、6.6平方メートル以上とすること。

(ウ) 特殊寝台又はこれに代わる設備を備えること。

##### イ 食堂

(ア) 食事の提供に支障がない広さを有すること。

(イ) 必要な備品を備えること。

##### ウ 静養室

(ア) アの(ウ)に定めるところによること。

(イ) 医務室に近接して設けること。

##### エ 浴室

入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽等を備えること。

##### オ 洗面所

(ア) 居室のある階ごとに設けること。

(イ) 障害の特性に応じたものとする。

##### カ 便所

(ア) 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

(イ) 障害の特性に応じたものとする。

##### キ 医務室

(ア) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

(イ) 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療用具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

##### ク 機能訓練室、相談室及び集会室

訓練に必要な機械器具等を備えること。

##### ケ 廊下幅

2.2メートル以上とすること。

(2)(1)に規定するもののほか、指定身体障害者療護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

ア 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

イ 居室、静養室、便所その他入所者が日常使用する設備には、ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

- (3)(1)及び(2)に掲げる設備は、専ら当該指定身体障害者更生施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

#### **第4節 運営に関する基準**

##### **1 衛生管理等**

- (1) 指定身体障害者療護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うこと。
- (2) 指定身体障害者療護施設は、当該指定身体障害者療護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

##### **2 準用**

上記のほか、第2章の指定身体障害者更生施設の規定(23を除く)に準ずる。

## 第4章 指定特定身体障害者授産施設

### 第1節 基本方針

- 1 指定特定身体障害者授産施設は、入所者に対して、必要な訓練及び職業の提供を適切に行わなければならないこと。
- 2 指定特定身体障害者授産施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。
- 3 指定特定身体障害者授産施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ）、居宅支援事業者（法4条の2に規定する身体障害者居宅支援を行う者をいう。）、指定身体障害者更生施設等（法第17条の10に規定する身体障害者更生施設等をいう。）その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

#### 1 指定特定身体障害者入所授産施設の従業者の員数

- (1) 指定特定身体障害者入所授産施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が 人を超えない指定特定身体障害者入所授産施設にあっては、イの栄養士を置かないことができる。

##### ア 看護職員、職業指導員及び生活指導員

- (ア) 入所者の数が、 を超えない指定特定身体障害者入所授産施設にあっては、看護職員、職業指導員及び生活指導員の総数は、常勤換算方法で 以上

- (イ) 入所者の数が を超える指定特定身体障害者入所授産施設にあっては、看護職員、職業指導員及び生活指導員の総数は、常勤換算方法で(ア)に入所者の数が 又はその端数を増すごとに を加えて得た数以上

##### (ウ) 看護職員の数

- a 入所者の数が を超えない指定特定身体障害者入所授産施設にあっては、常勤換算方法で 以上

- b 入所者の数が を超えて、 を超えない指定特定身体障害者入所授産施設にあっては、常勤換算方法で 以上

- c 入所者の数が を超えて、 を超えない指定特定身体障害者入所授産施設にあっては、常勤換算方法で 以上

イ 栄養士 以上

(2)(1)の入所者の数は、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(3) 指定特定身体障害者入所授産施設の職員は、専ら当該指定特定身体障害者入所授産施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合はこの限りでない。

(4)(1)アの看護職員のうち、人以上は、常勤の者でなければならない。

(5)(1)アの作業指導員のうち、人以上は、常勤の者でなければならない。

(6)(1)アの生活指導員のうち、人以上は、常勤の者でなければならない。

## 2 指定特定身体障害者通所授産施設の従業者の員数

(1) 指定特定身体障害者通所授産施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が 人を超えない指定特定身体障害者通所授産施設にあっては、イの栄養士を置かないことができる。

ア 職業指導員及び生活指導員

(ア) 入所者の数が、 を超えない指定特定身体障害者通所授産施設にあっては、職業指導員及び生活指導員の総数は、常勤換算方法で 以上

(イ) 入所者の数が を超える指定特定身体障害者通所授産施設にあっては、職業指導員及び生活指導員の総数は、常勤換算方法で(ア)に入所者の数が 又はその端数を増すごとに を加えて得た数以上

イ 栄養士 1以上

(2)(1)の入所者の数は、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(3) 指定特定身体障害者通所授産施設の職員は、専ら当該指定特定身体障害者通所授産施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合はこの限りでない。

(4)(1)アの作業指導員のうち、人以上は、常勤の者でなければならない。

(5)(1)アの生活指導員のうち、人以上は、常勤の者でなければならない。



- 3 指定特定身体障害者入所授産施設のうち、併せて通所により指定特定身体障害者授産施設支援の提供を行うもの（2に規定する指定特定身体障害者通所授産施設を除く。）にあつては、1に規定する従業者のほか、指導員を通所による利用者の数を で除して得た数以上置くものとする。
- 4 1及び2に規定する指定特定身体障害者入所授産施設及び指定特定身体障害者通所授産施設（以下「本体施設」という。）のうち、併せて分場（本体施設と一体的に管理運営が行われるもの）を設置するものにあつては、分場ごとに置くべき指導員の員数は、分場利用者の数を で除して得た数以上とする。

**\* 重度者に配慮した人員配置については、引き続き検討中。**

### 第3節 設備に関する基準

#### 1 指定特定身体障害者入所授産施設の設備の基準

(1) 指定特定身体障害者入所授産施設の設備の基準は、次のとおりとする。

##### ア 居室

(ア) 一の居室の定員は、四人以下とすること。

(イ) 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、6.6平方メートル以上とすること。

##### イ 静養室

医務室に近接して設けること。

##### ウ 食堂

(ア) 食事の提供に支障がない広さを有すること。

(イ) 必要な備品を備えること。

##### エ 浴室

障害の特性に応じたものとする。

##### オ 洗面所

(ア) 居室のある階ごとに設けること。

(イ) 障害の特性に応じたものとする。

##### カ 便所

(ア) 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

(イ) 障害の特性に応じたものとする。

##### キ 医務室

治療に必要な機械器具等を備えること。

ク 作業室

(ア) 作業に必要な機械器具等を備えること。

(イ) 作業員一人当たりの床面積は、機械器具等を除き、1.65平方メートル以上とすること。

ケ 更衣室

男子用と女子用を別に設けること。

コ 相談室及び集会室

必要な備品を備えること。

サ 廊下幅

2.2メートル以上

(2)(1)に掲げる設備のうち、静養室にあつては、医務室を兼ねることができる。

(3)(1)に掲げる設備は、専ら当該指定特定身体障害者授産施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでないこと。

## 2 指定特定身体障害者通所授産施設の設備の基準

(1) 指定特定身体障害者通所授産施設の設備の基準は次のとおりとする。

ア 食堂兼集会室

(ア) 食事の提供に支障がない広さを有すること

(イ) 必要な備品を備えること。

イ 洗面所

(ア) 障害の特性に応じたものとする。

ウ 便所

(ア) 男子用と女子用を別に設けること。

(イ) 障害の特性に応じたものとする。

エ 医務室兼静養室

治療に必要な機械器具等を備えること。

オ 作業室

(ア) 作業に必要な機械器具等を備えること。

(イ) 作業員一人当たりの床面積は、機械器具等を除き、1.65平方メートル以上とすること。

カ 更衣室

男子用と女子用を別に設けること。

キ 相談室  
必要な備品を備えること。

ク 廊下幅  
2.2メートル以上とすること。

(2)(1)に掲げる設備は、専ら当該指定特定身体障害者通所授産施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでないこと。

### **3 分場の基準**

指定特定身体障害者入所授産施設及び指定特定身体障害者通所授産施設が併せて設置する分場の設備の基準は、2に準ずる。

## **第4節 運営に関する基準**

### **1 授産活動**

(1) 指定特定身体障害者授産施設が提供する授産活動は、地域の実情、製品・サービスの需給状況等を考慮して行うこと。

(2) 授産施設は、授産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者の過重な負担とならないように配慮すること。

### **2 工賃の支払い**

指定特定身体障害者授産施設は、授産活動に従事している者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うこと。

### **3 準用**

上記1～2のほか、第2章の指定身体障害者更生施設の規定に準ずる。

## - 2 指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準〔知15の26〕

### 第1章 総則

#### 1 趣旨

この基準案は、指定知的障害者更生施設等に係る知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「法」という。）第15条の26の設備及び運営に関する基準について定めるものである。

#### 2 定義

この基準案において、次のア～シに掲げる用語の意義は、それぞれア～シに定めるところによる。

ア 指定知的障害者更生施設等 法第15条の24に規定する知的障害者更生施設、特定知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮であって、法第15条の11第1項の指定を受けたものをいう。

イ 指定知的障害者更生施設 法第15条の11第1項の指定を受けたアに掲げる知的障害者更生施設であって次の(ア)及び(イ)に掲げるものをいう。

(ア) 指定知的障害者入所更生施設 指定知的障害者更生施設のうち(イ)を除いたものをいう。

(イ) 指定知的障害者通所更生施設 指定知的障害者更生施設のうち通所による入所者のみを対象とするものをいう。

ウ 特定知的障害者授産施設 法第15条の11第1項の指定を受けたアの特定知的障害者授産施設であって次の(ア)及び(イ)に掲げるものをいう。

(ア) 特定知的障害者入所授産施設 特定知的障害者授産施設のうち(イ)を除いたものをいう。

(イ) 特定知的障害者通所授産施設 特定知的障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものいう。

エ 指定知的障害者通勤寮 法第15条の11第1項の指定を受けたアの知的障害者通勤寮をいう。

オ 指定施設又は指定施設支援 それぞれ法第15条の11第1項に規定する指定施設又は指定施設支援をいう。

カ 利用者負担額 法第15条の11第2項第2号に規定する市町村長が定める基準により算定した額

キ 施設訓練等支援費の額 法第15条の11第2項に規定する施設訓練等支援費をいう。

ク 施設訓練等支援費基準額 法第15条の11第2項第1号に規定する市町村長が

定める基準により算定した額をいう。

ケ 支給期間 法第15条の12第3項第1号に規定する施設訓練等支援費を支給する期間をいう。

コ 知的障害程度区分 法第15条の12第3項第2号に規定する知的障害程度区分をいう。

サ 法定代理受領サービス 法第15条の12第8項の規定により指定施設支援に要した費用が施設支給決定知的障害者に代わり当該指定施設に支払われる場合の当該指定施設支援に要した費用に係る指定施設支援をいう。

シ 常勤換算方法 指定知的障害者更生施設等の従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を指定知的障害者更生施設等において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

## 第2章 指定知的障害者更生施設

### 第1節 基本方針

- 1 指定知的障害者更生施設は、入所者に対する保護並びにその更生に必要な指導及び訓練を適切に行わなければならないこと。
- 2 指定知的障害者更生施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。
- 3 指定知的障害者更生施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ）、居宅支援事業者（法第4条に規定する知的障害者居宅支援を行う者をいう。）指定知的障害者更生施設等（法第15条の11に規定する知的障害者更生施設等をいう。）その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

#### 1 指定知的障害者入所更生施設の従業者の員数

- (1) 指定知的障害者入所更生施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が 人を超えない指定知的障害者入所更生施設にあつては、ウの栄養士を置かないことができる。
  - ア 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の世話をを行うために必要な数
  - イ 保健婦又は看護婦若しくは看護師（以下「看護職員」という。以下同じ。）生活指導員、作業指導員及び介護職員 その総数は、常勤換算方法で入所者の数を で除して得た数以上
  - ウ 栄養士 以上
- (2) (1) の入所者の数は、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- (3) 指定知的障害者入所更生施設の職員は、専ら当該指定知的障害者入所更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合はこの限りでない。
- (4) (1) イの看護職員のうち、 人以上は、常勤の者でなければならない。

(5)(1)イの生活指導員又は作業指導員のうち、 人以上は、常勤の者でなければならない。

2 1の(1)に規定する指定知的障害者入所更生施設のうち、併せて通所により指定知的障害者更生施設支援の提供を行うもの(第1章の2のイの(イ)に規定する指定知的障害者通所更生施設を除く。)の生活指導員、作業指導員、看護職員及び介護職員の総数は通所による利用者を で除して得た数以上とすること。

## 2 指定知的障害者通所更生施設の従業者の員数

(1) 指定知的障害者通所更生施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が 人を超えない指定知的障害者通所更生施設にあつては、ウの栄養士を置かないことができる。また、イに掲げる看護職員を置かないことができる。

ア 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の世話をを行うために必要な数

イ 看護職員、生活指導員、作業指導員及び介護職員 その総数は、常勤換算方法で入所者の数を で除して得た数以上

ウ 栄養士 以上

(2)(1)の入所者の数は、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(3) 指定知的障害者通所更生施設の職員は、専ら当該指定知的障害者通所更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合はこの限りでない。

(4)(1)イの生活指導員又は作業指導員のうち、 人以上は、常勤の者でなければならない。

4 指定知的障害者更生施設のうち、併せて分場を設置するものにあつては、分場ごとに置くべき生活指導員、作業指導員、看護職員及び介護職員の総数は、分場利用者の数を で除して得た数以上とする。

**\* 重度者に配慮した人員配置については、引き続き検討中。**

### 第3節 設備に関する基準

#### 1 設備及び備品等

(1) 指定知的障害者更生施設の設備の基準は、次のとおりとする。ただし、指定知的障害者通所更生施設にあっては、ア、イ及びエに掲げる設備を設けないことができる。

##### ア 居室

(ア) 一室の定員は、四人以下とすること。

(イ) 入所者（通所による入所者を除く。）1人あたりの床面積は、収納設備等を除き、6.6平方メートル以上とすること。

(ウ) 男子用と女子用を別に設け、かつ、その間の通路は、夜間は通行ができないように遮断できるものであること。

##### イ 静養室

(ア) 医務室に近接して設けること。

(イ) 男女別とすること。

##### ウ 食堂

(ア) 入所者の食事の提供に支障がない広さを有すること。

(イ) 必要な備品を備えること。

##### エ 浴室

障害の特性に応じたものとすること。

##### オ 洗面所

(ア) 居室のある階ごとに、設けること。

(イ) 障害の特性に応じたものとすること。

##### カ 便所

(ア) 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

(イ) 障害の特性に応じたものとすること。

##### キ 医務室

治療に必要な機械器具等を備えること。

##### ク 作業指導室又は作業指導場

(ア) 作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けること。

(イ) 指導を行うために必要な広さを有すること。

(ウ) 指導に必要な器具を備えること。

##### ケ 相談室及び運動場

必要な備品を備えること。

##### コ 廊下幅

1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上と



すること。

(2)(1)に規定するもののほか、廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3)(1)及び(2)に掲げる設備は、専ら当該指定知的障害者更生施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

## 2 分場の設備の基準

指定知的障害者更生施設が設置する分場の設備の基準は、1の指定知的障害者通所更生施設に準ずる。

## 第4節 運営に関する基準

### 1 内容及び手続きの説明及び同意

(1) 指定知的障害者更生施設は、施設支給決定知的障害者から指定施設支援の利用の申し込みがあった場合には、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第76条の規定に基づき、当該指定施設支援の提供に係る契約の内容及びその履行に関する事項について説明を行うこと。

(2) 指定知的障害者更生施設は、指定施設支援の提供に係る契約が成立したときは、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、その利用者に対して、障害の特性に応じた適切な配慮をもって、遅滞なく同項に規定する事項を記載した書面を交付すること。

(3) 指定知的障害者更生施設は、(2)の規定による書面の交付に代えて、当該利用者の承諾を得て、社会福祉法第77条第2項の規定による方法により当該書面に記載すべき事項を提供することができる。

### 2 受給資格等の確認

指定知的障害者更生施設は、指定施設支援の提供を求められた場合は、その者の提示する施設受給者証によって、施設支給決定の有無及び支給期間を確かめること。

### 3 入退所

- ( 1 ) 指定知的障害者更生施設は、正当な理由なく、指定施設支援の提供を拒んではならないこと。
- ( 2 ) 指定知的障害者更生施設は、市町村が行うあっせん、調整及び利用の要請（以下「あっせん等」という。）並びに当該あっせん等について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力すること。
- ( 3 ) 指定知的障害者更生施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、市町村と協議の上、適切な病院若しくは診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じること。
- ( 4 ) 指定知的障害者更生施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めること。
- ( 5 ) 指定知的障害者更生施設は、利用者の居住地変更が見込まれる場合においては、速やかに当該利用者の居住地の市町村に連絡すること。
- ( 6 ) 指定知的障害者更生施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討すること。
- ( 7 ) ( 6 ) の検討に当たっては、生活指導員、介護職員、看護職員等の従業者の間で協議すること。
- ( 8 ) 指定知的障害者更生施設は、居宅において日常生活を営むことを希望する者について、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。

### 4 施設訓練等支援費支給の申請に係る援助

- ( 1 ) 指定知的障害者更生施設は、施設支給決定を受けていない者から入所の申し込みがあった場合には、その者の意向を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うこと。

- ( 2 ) 指定知的障害者更生施設は、支給期間の終了に伴う施設訓練等支援費の支給申請が、市町村が当該申請に対する決定をするまでに通常要すべき標準的な期間をもってなされるよう、必要な援助を行うこと。

## **5 入退所の記録の記載等**

- ( 1 ) 指定知的障害者更生施設は、入所又は退所に際しては、当該指定施設支援の種類、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下「施設受給者証記載事項」という。）について施設受給者証に記載すること。
- ( 2 ) 指定知的障害者更生施設は、( 1 ) に規定する施設受給者証記載事項を遅滞なく市町村に対し報告すること。
- ( 3 ) 指定知的障害者更生施設は、入所者数の変動が見込まれる場合においては速やかに都道府県に報告しなければならない。

## **6 利用者負担金等の受領**

- ( 1 ) 指定知的障害者更生施設は、法定代理受領サービスに該当する指定施設支援を提供した際には、入所者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けるものとする。
- ( 2 ) ( 1 ) の規定による額の支払いを受けた場合には、当該利用者に対し領収証を交付すること。
- ( 3 ) 指定知的障害者更生施設は、あいまいな名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこと。

## **7 施設訓練等支援費の額に係る通知**

指定知的障害者更生施設は、市町村から法定代理受領サービスに該当する指定施設支援に係る施設訓練等支援費の支給を受けた場合には、入所者に対し、当該入所者に係る施設訓練等支援費の額を通知しなければならない。

## **8 指定施設支援の取扱方針**

- ( 1 ) 指定知的障害者更生施設は、入所者について、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行うとともに、指定施設支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。

( 2 ) 指定知的障害者更生施設の従業者は、指定施設支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うこと。

( 3 ) 指定知的障害者更生施設は、自らその提供する指定施設支援の質の評価を行い、常にその改善を図ること。

## 9 施設支援計画の作成等

( 1 ) 指定知的障害者更生施設は、指定施設支援の提供に当たって、入所者の支援の計画（以下「施設支援計画」という。）を作成するとともに、当該計画により適切に指定施設支援を提供しなければならない。

( 2 ) ( 1 ) の規定による施設支援計画の作成に当たって、入所者に対し説明し、同意を得なければならない。

( 3 ) 指定知的障害者更生施設は、( 1 ) の規定による施設支援計画の作成に当たって、必要な時期に施設支援計画作成会議を開かなければならない。

( 4 ) 指定知的障害者更生施設は、( 1 ) の施設支援計画の実施状況の把握を行い、入所者についての解決すべき課題を把握するとともに、必要に応じて施設支援計画の見直しを行うものとする。

( 5 ) ( 2 ) 及び( 3 ) の規定は、( 4 ) に規定する施設支援計画の見直しについて準用する。

## 10 指導、訓練等

( 1 ) 指定知的障害者更生施設は、入所者の希望を考慮し、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきすること。

( 2 ) 指定知的障害者更生施設は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に從事させること。

( 3 ) 指定知的障害者更生施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定知的障害者更生施設等の従業者以外の者による介護を受けさせてはならないこと。

## 1 1 食事の提供

- ( 1 ) 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うこと。
- ( 2 ) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うこと。
- ( 3 ) 栄養士を置かない指定知的障害者更生施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けること。

## 1 2 生活指導等

- ( 1 ) 指定知的障害者更生施設は、入所者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行うこと。
- ( 2 ) 指定知的障害者更生施設は、入所者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。

## 1 3 社会生活上の便宜の供与等

- ( 1 ) 指定知的障害者更生施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うこと。
- ( 2 ) 指定知的障害者更生施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うこと。
- ( 3 ) 指定知的障害者更生施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

## 1 4 健康管理

指定知的障害者更生施設は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、入所者については、毎年二回以上定期的に健康診断を行うこと。

## 1 5 入所者の入院期間中の取扱い

指定知的障害者更生施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与すると

もに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定知的障害者更生施設に円滑に入所することができるようにすること。

## 16 入所者に関する市町村への通知

指定知的障害者更生施設は、入所者が偽りその他不正の行為によって施設訓練等支援費の支給を受け、又は受けようとしたときは、意見を付して、その旨を市町村に通知すること。

## 17 管理者による管理

指定知的障害者更生施設の管理者は、専ら当該指定知的障害者更生施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定知的障害者更生施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

## 18 管理者の責務

- (1) 指定知的障害者更生施設の管理者は、当該指定知的障害者更生施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うこと。
- (2) 指定知的障害者更生施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

## 19 運営規程

指定知的障害者更生施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておくこと。

ア 施設の目的及び運営の方針

イ 従業者の職種、員数及び職務の内容

ウ 定員

(ア) 入所定員

(イ) 通所により指定施設支援を行う施設にあっては、当該通所による利用定員

(ウ) 分場を設置する施設にあっては、当該分場の利用定員

エ 入所者に対する指定施設支援の内容及び入所者から受領する費用の額

オ 施設の利用に当たっての留意事項

カ 非常災害対策

キ その他施設の運営に関する重要事項

## 20 勤務体制の確保等

- (1) 指定知的障害者更生施設は、入所者に対し、適切な指定施設支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておくこと。
- (2) 指定知的障害者更生施設は、当該指定知的障害者更生施設の従業者によって指定施設支援を提供すること。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- (3) 指定知的障害者更生施設は、当該指定知的障害者更生施設の従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

## 21 定員の遵守

指定知的障害者更生施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならないこと。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

## 22 非常災害対策

指定知的障害者更生施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。

## 23 衛生管理等

- (1) 指定知的障害者更生施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、治療に必要な機械器具等の管理を適正に行うこと。
- (2) 指定知的障害者更生施設は、当該指定知的障害者更生施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

## 24 協力医療機関

指定知的障害者更生施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力医療機関を定めておくこと。

## 25 掲示

指定知的障害者更生施設は、当該指定知的障害者更生施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他のサービスの選

扱に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

## 2 6 秘密保持等

- ( 1 ) 指定知的障害者更生施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。
- ( 2 ) 指定知的障害者更生施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。
- ( 3 ) 指定知的障害者更生施設は、指定居宅支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておくこと。

## 2 7 情報の提供等

- ( 1 ) 指定知的障害者更生施設は、当該指定知的障害者更生施設に入所しようとする者が適切かつ円滑に入所することができるように、当該指定知的障害者更生施設に関し情報の提供を行うよう努めること。
- ( 2 ) 指定知的障害者更生施設は、当該指定知的障害者更生施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならないこと。

## 2 8 苦情解決

- ( 1 ) 指定知的障害者更生施設は、その提供した指定施設支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。
- ( 2 ) 指定知的障害者更生施設は、施設訓練等支援費の支給に関し、法第15条の15の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。
- ( 3 ) 指定知的障害者更生施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査にできる限り協力すること。



## **2 9 地域との連携等**

指定知的障害者更生施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。

## **3 0 事故発生時の対応**

- ( 1 ) 指定知的障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること
  
- ( 2 ) 指定知的障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

## **3 1 会計の区分**

指定知的障害者更生施設は、指定知的障害者更生施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。

## **3 2 記録の整備**

- ( 1 ) 指定知的障害者更生施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくこと。
  
- ( 2 ) 指定知的障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から五年間保存すること。

### 第3章 指定特定知的障害者授産施設

#### 第1節 基本方針

- 1 指定特定知的障害者授産施設は、入所者に対して必要な訓練及び職業の提供を適切に行わなければならないこと。
- 2 指定特定知的障害者授産施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。
- 3 指定特定知的障害者授産施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ）、居宅支援事業者（法第4条に規定する知的障害者居宅支援を行う者をいう。）指定知的障害者更生施設等（法第15条の11に規定する知的障害者更生施設等をいう。）その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

##### 1 指定特定知的障害者入所授産施設の従業者の員数

(1) 指定特定知的障害者入所授産施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が 人を超えない指定特定知的障害者授産施設にあっては、ウの栄養士を置かないことができる。

ア 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の世話をを行うために必要な数

イ 看護職員、生活指導員、作業指導員及び介護職員 その総数は、常勤換算方法で入所者の数を で除して得た数以上

ウ 栄養士 以上

(2)(1)の入所者の数は、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(3) 指定特定知的障害者入所授産施設の職員は、専ら当該指定知的障害者入所授産施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合はこの限りでない。

(4)(1)イの看護職員のうち、 人以上は、常勤の者でなければならない。

(5)(1)イの生活指導員又は作業指導員のうち、 人以上は、常勤の者でなければならない。

## 2 指定特定知的障害者通所授産施設の従業者の員数

(1) 指定知的障害者通所授産施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が 人を超えない指定知的障害者通所授産施設にあつては、ウの栄養士を置かないことができる。また、イに掲げる看護職員を置かないことができる。

ア 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の世話をを行うために必要な数

イ 看護職員、生活指導員、作業指導員及び介護職員 その総数は、常勤換算方法で入所者の数を で除して得た数以上

ウ 栄養士 以上

(2)(1)の入所者の数は、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(3) 指定特定知的障害者通所授産施設の職員は、専ら当該指定知的障害者通所授産施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合はこの限りでない。

(4)(1)イの生活指導員又は作業指導員のうち、 人以上は、常勤の者でなければならない。

3 1に規定する指定特定知的障害者入所授産施設のうち、併せて通所により指定特定知的障害者授産施設支援の提供を行うものにあつては、1に規定する従業者のほか生活指導員、作業指導員、看護職員及び介護職員の総数は通所による利用者を で除して得た数以上とすること。

4 指定特定知的障害者授産施設（以下「本体施設」という。）のうち、併せて分場（本体施設と一体的に管理運営が行われるものをいう。）を設置するものにあつては、分場ごとに置くべき生活指導員、作業指導員、看護職員及び介護職員の総数は、分場利用者の数を で除して得た数以上とする。

**\* 重度者に配慮した人員配置については、引き続き検討中。**

### 第3節 設備に関する基準

#### 1 設備及び備品等

(1) 指定特定知的障害者授産施設の設備の基準は次のとおりとする。ただし、指定特定知的障害者通所授産施設にあつては、ア、イ及びエに掲げる設備を設けないことができる。

##### ア 居室

(ア) 一室の定員は、四人以下とすること。

(イ) 入所者（通所による入所者を除く。）1人あたりの床面積は、収納設備等を除き、6.6平方メートル以上であること。

(ウ) 男子用と女子用を別に設け、かつ、その間の通路は、夜間は通行ができないように遮断できるものであること。

##### イ 静養室

(ア) 医務室に近接して設けること。

(イ) 男女別とすること。

##### ウ 食堂

(ア) 入所者の食事の提供に支障がない広さを有すること。

(イ) 必要な備品を備えること。

##### エ 浴室

障害の特性に応じたものとする。

##### オ 洗面所

(ア) 居室のある階ごとに、設けること。

(イ) 障害の特性に応じたものとする。

##### カ 便所

(ア) 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

(イ) 障害の特性に応じたものとする。

##### キ 医務室

(ア) 治療に必要な機械器具等を備えること

(イ) 通所施設である指定特定知的障害者授産施設であつて静養室を設置しないものにあつては、イに定めるもののほか、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

##### ク 作業室又は作業場

(ア) 必要に応じて危害防止設備を設け又は保護具を備えること

(イ) 授産作業に必要な器具を設けること。

ケ 作業設備

入所者の安全に配慮したものとする。

コ 更衣室

男子用と女子用を別に設けること。

サ 相談室及び運動場

必要な備品を備えること。

シ 廊下幅

1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

(2) 指定特定知的障害者授産施設には、必要に応じて原材料及び製品の製造・運搬のため機械器具を備えること。

(3)(1)及び(2)に掲げる設備は、専ら当該指定特定知的障害者授産施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

## 2 分場の基準

指定特定知的障害者授産施設が併せて設置する分場の設備の基準は、指定特定知的障害者通所授産施設の基準に準ずる。

## 第4節 運営に関する基準

### 1 作業指導

指定特定知的障害者授産施設は、必要に応じ、入所者が自立して社会生活を営むことができるよう作業指導を行うこと。

### 2 授産活動

(1) 指定特定知的障害者授産施設が提供する授産活動は、地域の実情、製品・サービスの需給状況等を考慮して行うこと。

(2) 指定特定知的障害者授産施設は、授産活動に従事する利用者の作業時間、作業量等がその者の過重な負担とならないように配慮すること。

### 3 工賃の支払い

指定特定知的障害者授産施設は、授産活動に従事している利用者には、事業収入

から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うこと。

#### 4 準用

上記 1 ～ 3 のほか、第 2 章指定知的障害者更生施設の規定に準ずる。

## 第4章 指定知的障害者通勤寮

### 第1節 基本方針

- 1 指定知的障害者通勤寮は、入所者に対して居室その他の設備の利用の提供並びに独立及び自活に必要な助言及び指導を適切に行わなければならないこと。
- 2 指定知的障害者通勤寮は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。
- 3 指定知的障害者通勤寮は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ）居宅支援事業者（法第4条に規定する知的障害者居宅支援を行う者をいう。）指定知的障害者更生施設等（法第15条の10に規定する知的障害者更生施設等をいう。）その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

- 1 従業者等の員数
  - (1) 指定知的障害者通勤寮に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。
    - ア 嘱託医
    - イ 生活指導員 常勤換算方法で 人以上
  - (2) (1)イに掲げる生活指導員のうち、 人以上は常勤の者でなければならない。

**\* 重度者に配慮した人員配置については、引き続き検討中。**

### 第3節 設備に関する基準

- 1 設備及び備品等
  - (1) 指定知的障害者通勤寮の設備の基準は次のとおりとすること。ただし、娯楽室にあっては、食堂と兼ねることができる。
    - ア 居室
      - (ア) 一室の定員は4人以下とすること。
      - (イ) 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、6.6平方メートル以上

であること

(ウ) 男子用と女子用を別に設けること。

イ 静養室

男女別とすること。

ウ 食堂

(ア) 入所者の食事の提供に支障がない広さを有すること。

(イ) 必要な備品を備えること。

エ 浴室

障害の特性に応じたものとする。

オ 洗面所

(ア) 居室のある階ごとに、設けること。

(イ) 障害の特性に応じたものとする。

カ 便所

(ア) 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

(イ) 障害の特性に応じたものとする。

キ 娯楽室及び相談・指導室

必要な備品を備えること

(2)(1)に掲げる設備は、専ら当該指定知的障害者通勤寮の用に供するものでなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでないこと。

## 第4節 運営に関する基準

### 1 利用者負担金等の受領

(1) 指定知的障害者通勤寮は、法定代理受領サービスに該当する指定施設支援を提供した際には、入所者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けるものとする。

(2) 指定知的障害者通勤寮は、(1)の支払を受ける額のほか、指定施設支援において提供される便宜のうち、食材料費、被服費、日用品費その他の日常生活において必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるものの支払いを受けることができる。

(3)(1)又は(2)の規定による額の支払いを受けた場合には、当該利用者に対し領収証を交付すること。



( 4 ) 指定知的障害者通勤寮は、( 2 ) に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得ること。

( 5 ) 指定知的障害者通勤寮は、あいまいな名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこと。

## **2 指導、助言等**

指定知的障害者通勤寮は、利用者の自立自活に必要な助言及び指導のほか、利用者に対する給食の実施等の利用者が日常生活を営む上で必要な業務を行うこと。

## **3 生活指導等**

指定知的障害者通勤寮は、対人関係、金銭の管理、余暇の活用その他自立自活を行うために必要な生活指導に努めなければならないこと。

## **4 健康管理**

指定知的障害者通勤寮は、常に利用者の健康の状況に留意し、健康保持のための必要な指導に努めなければならない。

## **5 準用**

上記 1 ～ 4 のほか、第 2 章指定知的障害者更生施設の規定に準ずる